

平成28年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成28年12月22日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第83号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第84号 平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第73号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第74号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第77号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第78号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第80号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第81号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第82号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 請願第2号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第12 議案第75号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第76号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第79号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第85号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 発議第8号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
- 日程第17 発議第10号 普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明及びオスプレイの飛行停止と配備撤回を求める意見書
- 日程第18 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第19 意見交換会部会の設置について
- 日程第20 議員研修部会の設置について
- 日程第21 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第22 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22までの各事件

追加日程第1 議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

○本日の会議に出席した議員

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 松野貴志 | 2番 | 今木啓一郎 |
| 3番 | 北倉利治 | 4番 | 鳥居佳史 |
| 5番 | 小川理 | 6番 | 杉原克巳 |
| 7番 | 若園正博 | 8番 | 森治久 |
| 9番 | 庄田昭人 | 10番 | 若井千尋 |
| 11番 | 清水治 | 12番 | 広瀬武雄 |
| 13番 | 堀武 | 14番 | 広瀬時男 |
| 15番 | 若園五朗 | 16番 | くまがいさちこ |
| 17番 | 松野藤四郎 | 18番 | 藤橋礼治 |

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------------|------|--------------|------|
| 市長 | 棚橋敏明 | 副市長 | 早瀬俊一 |
| 教育長 | 加納博明 | 政策企画監 | 藤井忠直 |
| 企画部長 | 広瀬充利 | 総務部長 | 梶浦要 |
| 市民部長 | 伊藤弘美 | 福祉部長 | 森和之 |
| 都市整備部長 | 鹿野政和 | 環境水道部長 | 広瀬進一 |
| 巢南庁舎 管理部長 | 松野英泰 | 会計管理者 | 宇野清隆 |
| 教育次長 | 高田敏朗 | 監査委員 事務局長 | 西村陽子 |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|--------|------|----|--------|
| 議会事務局長 | 広瀬照泰 | 書記 | 日比野丸利子 |
| 書記 | 宇野伸二 | | |

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

お手元に配付しましたとおり、12月20日、小川理君から、発議第10号普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明及びオスプレイの飛行停止と配備撤回を求める意見書を受理しましたので報告いたします。

この意見書については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第83号及び日程第3 議案第84号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第83号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第3、議案第84号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

これらについて、産業建設委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。
産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 14番 広瀬時男。

産業建設委員長報告を行います。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、12月13日午前9時半から、菓南庁舎3の2の会議室で開会しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案の番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第83号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の審査をしました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第84号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員からは、建設改良費の配水設備拡張費減額の原因はどの質疑に、主に別府水源地配水池新設工事の契約差金であるとの答弁がありました。

また、他の場所の工事の進捗状況はどの質疑に、稲里村前、牛牧明治、牛牧札木、野田新田、重里で配水管拡張工事、また消火栓の工事も行っているとの答弁がありました。

また、営業外収益の消費税及び地方消費税の還付金について、711万6,000円という多大な金額の返還はどのような要因かとの質疑に、主には建設改良費の減額に伴うものであるとの答弁がありました。

また、消費税の納付は予算化した段階で支払うのか、事業が未消化であったため返ってきたのかとの質疑に、消費税の納付については、決算から3カ月以内に行うため、平成28年度は平成27年度決算に基づき確定している消費税を現在は中間納付しているとの答弁がありました。

また、キャッシュフロー計算書の減価償却費、未収金の増加額、有形固定資産取得による支出、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出の説明をしていただきたいとの質疑に、減価償却費については、経年によって資産が減額、価値が減るものを毎年減価償却という手法で費用化するものである。有形固定資産取得による支出については、主には建設改良費で、構築物には今年度は別府水源地配水池新設工事があり、その支払い分である。建設改良費等の財源に充てるため、企業債の償還による支出については企業債の元金の償還である。未収金の増加額については、増加するということはお金が減ることであるとの答弁がありました。

また、減価償却は主にどこの資産か。また、定額法か定率法かとの質疑に、固定資産は、主に建物は水源地の建物、構築物は配水管、配水池、車両運搬具は公用車、機械及び装置はメーター器である。また、定額法で償却しているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

委員会終了後の協議会では、議案第79号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について執行部より説明を受け協議しました。

その結果、当委員会所管の予算では、1点について、議長を通じ総務委員会への意見を送付しました。

款土木費、項都市計画費、目公園費、節委託料で900万円が計上され、また、款土木費、項都市計画費、目公園費、節工事請負費で1億4,040万円が計上されている。これは執行部の説明によると、長良川右岸高水敷内にサイクリングコースを整備するものである。

当委員会は、現場を視察し確認するなど、総務委員会での慎重審議を求めるものである。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第83号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第84号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号から日程第11 請願第2号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、請願第2号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

文教厚生委員長報告をいたします。ちょっと付託の議案が多いので、長くなります。

ただいま一括議題となりました議案7件及び請願1件につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、12月14日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。

6名の全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、義務教育を卒業してからも指導等してもらえるのかとの質疑に対して、執行部から、学校では社会の中で必要となる基本的なことは責任を持って指導しているが、卒業後、教育委員会との連携の必要性も感じている。一人一人の将来を展望する個別支援計画を立て、プロフィールブックを作成し、進学先の特別支援学校と連携できる体制づくりを構築中である。特別支援学校在籍の小・中学生は、居住地交流の仕組みも進めつつあるとの答弁がありました。

また、当市の障害のある子は何名かとの質疑に対して、現在、小・中学校合わせて5,000名中112名であるとの答弁がありました。

また、知的障害の子が多いのかとの質疑に対して、6割が知的障害の子で、4割が情緒障害の子であるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

本案について、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、コンビニに支払う手数料は1通幾らか。年間どれだけの端末設置費を支払うのかとの質疑に対して、執行部から、1通123円の手数料をコンビニに支払い、J-L1Sに負担金として年間300万円支払うとの答弁がありました。

また、個人番号カード申請者が7.9%と少ないが、コンビニ交付のメリット・デメリットはとの質疑に対して、11月末現在で、申請者は8%を超えた。今後も、広報やホームページ等でコンビニ交付サービス拡大の周知を考えている。また、コンビニ交付は12月29日から1月3日の年末年始を除いて、午前6時30分から午後11時まで毎日交付できる。よって、業務時間内に来庁できない方の利便性が向上し、窓口混雑の緩和にもつながるとの答弁がありました。

また、個人番号カードのない人は、どうしても市役所に行かないといけないのかとの質疑に対して、システム上対応していないので、カードのない人はコンビニで証明書を発行できないとの答弁がありました。

また、コンビニ交付できる証明書はとの質疑に対し、住民票、印鑑証明書、戸籍謄本・抄本、所得課税証明書、所得証明書が1台の端末で発行できるとの答弁がありました。

また、国はコンビニ交付の導入を進めているが、全国が導入すると運営負担金は幾らになるのかとの質疑に対し、運営負担金は自治体の人口規模によっても変わる。当市は5万人なので300万円であるとの答弁がありました。

さらに、初期投資費用は3,000億円、さらに毎年300億円の稼働費用がかかる。国の方針があるから瑞穂市も導入するだけだろう。やめることはできないのかとの質疑に対し、当初予算で議決をして事業を進めてきた。既に導入の準備も終わっている。来年1月から試験行程を実施し、交付サービスが2月から開始となっている。現段階での転換は極めて困難で、瑞穂市は、岐阜市、大垣市、高山市、関市、可児市に次いで導入であるとの答弁がありました。

最後に、個人情報の漏えいについてはどのように考えるか。利用すればするほど危険性が広がるのではとの質疑に対し、国は、情報漏えいが起こらないシステムを構築すると説明しているとの答弁がありました。

この後、反対討論として、国民の個人情報が漏えいし、個人の所得や資産等が監視されるマイナンバー制度は廃止すべきものであり、導入後の利用についても制限すべきである。よって、今回のコンビニ交付には賛成できないとの討論がありました。

賛成討論として、多分に問題もあると思うが、国の管理体制に従うしかない。改善の必要があるし、懸念を持っているが、消極的賛成であるとの討論がありました。

この後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、法人税割はどこが課税するのか。税率を下げることによって市の減収はあるかとの質疑に対して、当市が課税する。全ての事業所で税率を下げるのではなく、対象は平成31年10月1日以降に新しく事業を開始する企業である。また、法人税割を引き下げる目的の一つは偏在性の是正で、国税の税率を引き上げ、引き下げ分は地方交付税の税源になる。大企業を優遇するものではないと理解している。国の税制改正に従い、当市の条例を改正するものであるとの答弁がありました。

また、消費税が10%になってから条例を整備すればよいのではとの質疑に対し、既に改正されている地方税法の分である。国が改正するごとに当市も改正するとの答弁がありました。

この後、消費税10%による増税であり、当市の減収は明らかなので反対であるとの反対討論があった後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、一つの中国だと言っているのに、台湾を国と特定できるのかとの質疑に対し、国と国の取り決めは、租税条約以外に民間租税取り決めがあり、今回の改正は、企業が台湾に進出した場合に互いの国での二重課税を回避するための所得税法の改正で、課税する地域（源泉地）の税率を引き下げるものであるとの答弁がありました。

また、この件について、瑞穂市は該当するのかとの質疑に対して、台湾と交流のある会社が瑞穂市にあるかどうかは把握していないが、あれば配当や利子を国保税の総所得金額に含めることになる。また、瑞穂市在住で台湾の企業に勤務している人がいれば該当してくるので、そのような場合にも対応できるように条例改正するものであるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

補正予算書に基づいて執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、職員定数は減っていないのに職員給料が減額になっている理由はとの質疑に対して、平成28年4月の人事異動で給与の低い人になったためであるとの答弁がありました。

また、昨年度は多額の繰越金があった。国民健康保険の現在の運営状況はとの質疑に対して、1人当たりの医療費は依然として伸びているが、国保加入者が減少しているため医療費全体の伸びとしては少なくなっているとの答弁がありました。

また、県単位化に向けての情報はとの質疑に対して、国は、平成27、28、29年のデータを使って平成30年からの本算定をするが、その前に平成26、27、28年のデータで来年2月に仮の算

定が瑞穂市国保運営協議会に示されるので、議員にもお示ししたいとの答弁がありました。

また、県単位化になると、当市は各市町を支える側になるのかとの質疑に対し、瑞穂市は現役世代が多く、税収が多い。高齢者が多くて医療費が多いまちと違うので、負担する側になると予測していると答弁がありました。

また、インフルエンザの現状はどの質疑に対し、県内での大流行はないが、12月12日の最新情報では、沖縄県、栃木県、福井県、岩手県、北海道の順で流行しているとの答弁がありました。

最後に、当市の国保加入者は何人か。当市の保険税は本当に高いのかとの質疑に対し、被保険者は1万1,740人で、当市の世帯当たりの保険税の高額順では、岐阜県42市町村中24位、21市中では13位であるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補正予算書に基づいて補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、普通徴収、特別徴収の内訳はどの質疑に対して、特別徴収は3,330人で約1億6,300万円、普通徴収は1,458人で約1億6,390万円であるとの答弁がありました。

また、保険税の滞納繰越分はどの質疑に対して、過年度分繰越金は18人で157万円、今年度分の滞納者は55人で220万円であるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補正予算書に基づいて補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、野菜等の食材高騰に伴う給食への影響はどの質疑に対して、10月は影響があって支出増となったが、県の栄養教諭と一緒に、毎月、収支状況を勘案しながら給食の献立メニューの計画を立てており、野菜の高騰も今は落ちついてきた。繰越金が発生しないよう予算執行しているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

最後に、請願第2号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願を審議しました。

初めに、紹介議員である鳥居委員より請願の趣旨説明があり、その後、質疑に入りました。

委員から、本当に医療費の支払い困難を理由に治療や検査を断られる事例はあるのかとの質疑に対して、紹介議員から、以前に支払ってないという理由により、受診を断られたことがあると未払いの方から聞いているとの答弁がありました。

また、執行部から、国保加入者の未払い分の請求が医療機関から来て、保険者側が徴収するという制度はあるとの説明がありました。

さらに、患者団体からの請願なら理解できるがとの意見に対して、紹介議員から、受診実態調査をした保険医協会から、経済的理由による治療中断の事実があるので、そのあたりを考慮して、慎重審議を要望するという請願である。理解していただきたいとの答弁がありました。

この後討論なく、採決に入り、本請願を採択することに賛成委員は2名で、挙手少数となりました。次に、本請願を不採択とすることに賛成の委員は3名で、挙手多数となり不採択とすることに決定いたしました。

委員会終了後の協議会では、議案第79号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）については、補足説明を省略し協議しました。

その結果、当委員会所管の予算では、次の1点について、総務委員会へ送付しました。

款教育費、項保健体育費、目保健体育総務費、節負担金、補助及び交付金で、100万円が計上されている。これは体育協会補助金で、所属競技団体のユニフォーム等を更新するものである。瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）において、瑞穂市体育協会補助は1,350万円以内とされ、当初予算で既に1,309万5,000円予算措置されている。今回、100万円を補正で予算計上すると上限額を超えることとなる。したがって、当委員会は総務委員会での慎重審議を求めるものである。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成28年12月22日、文教厚生委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

私は、議案第74号に対して反対の理由を述べさせていただきたいと思えます。

今回、コンビニで個人番号カードを利用して交付できますのは、住民票や印鑑証明などでありますけれども、こうしたサービスについて、多額の税金を使って国民の多くの皆さんが望んでおられるのかどうか、私はそういうものではないというふうに思うわけでございます。

また、この制度は当初から、委員会の中でも私は質問いたしましたけれども、個人情報漏えいするのではないかと、あるいは国民の監視にならないのかと、こういう懸念がございましたけれども、今こういうもと、現在、個人番号カードの申請者は11月末現在でわずか8%にとどまっております。つまり、こうした国民の皆さんの不安が、今なお払拭できない状況にあるのではないかなというふうに思うんですね。

また今回、個人ナンバーカードの利用がさらに進むことになりましてけれども、これが進めば進むほど個人情報がだだ漏れになってしまう、こういう危険性がさらにふえることになるというふうに思います。ことし4月から開始されたマイナンバー制度でございますけれども、一体どのような目的でそもそも導入されたのかと、そのことをいま一度考えておく必要があるのではないかなというふうに思います。

その目的でありますけれども、国民へのサービスの増進を図る、そういう目的ではそもそもございません。赤ちゃんからお年寄りまで、12桁の番号を一人一人につけて、それぞれの所得や資産をマイナンバーで掌握する、これが本来の目的でありますし、こうしたものはやはり廃止をしていかなければならないものだというふうに思うわけでございます。

また、仮に導入されたもとでも、その利用を制限していくというのは当然のことではないか

なというふうに思うわけでございますけれども、以上でもって反対の理由に述べさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立多数です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論並びにその理由について、述べさせていただきたいと思えます。

今回は、皆さんも御承知のとおりでございますが、また説明もございましたけれども、消費税の10%の増税というものがそもそもその前提になっておるわけでございます。

消費税の増税は、平成31年10月まで2年半延期をされましたけれども、この2年半延期をすれば、果たして景気が回復をしてくるのかどうか、私はその保証は何一つないというふうに思うわけですね。しかも、この消費税はそもそも逆累進制の強い税制でございます。低所得者の皆さんにとっては、本当に耐えがたい消費税増税だというふうに思えます。

この消費税増税に頼る限り、国民の家計の消費は冷え込み、いつまでたっても景気が回復していかないというふうに思うわけでありまして、こうした消費税の増税を前提にする限り、私は本当に日本の経済そのものもますます混迷を深めていくことになると思えます。

2つ目の理由ですけれども、この消費税の10%の増税をやりますと税収がふえる、こういうことでもって法人税の減税を行うというのがこの改正の目的でありますけれども、私はやっぱりそれはそもそも逆立ちをした考え方ではないかなというふうに思うわけですね。国民皆さんに増税を強いておきながら、その一方で、国民の皆さんの血税で法人税、とりわけ利益を上げている法人税の減税を行う、こういうことは逆立ちをした税制のあり方としてとても賛成できるものではございません。

以上でもって、反対の理由並びに私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第78号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第80号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第81号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第82号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第2号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

私は今回の意見書に対して賛成の立場から、その意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

皆さんも御承知だと思いますけれども、政府の統計によりますと、国全体として、働く皆さんの実質賃金は3年のうちで年額で言いますと17万5,000円も減っておるわけですね。しかも、家計の消費というものは実質14カ月連続でマイナスになっておるわけでありまして。こうした国民の皆さんの所得が減る中で、いわゆる中間層の疲弊、そして貧困層の増大が今の私たちの日本の社会、日本の今の本当の姿だと思うわけでありまして。

今回の医療費の負担増は、70歳以上の高額医療費の負担増限度額も引き上げるということでありますし、しかも75歳以上の保険料を引き上げるということでありますけれども、そのことが行われるということになりますと、今、疲弊をした中間層にとって、そうした方々にとって大きな負担になるというふうに思います。こうした中間層の方々が、一たび慢性的な病気になってしまいますと貧困に誰もが落ちてしまう、こういう危険性を持っているのが今の日本の社会の姿だと私は思うわけでありまして。

今回のような医療の大幅な負担増は、確かに低所得者に対しては据え置きを行いながら配慮しているわけでありましてけれども、しかしながら、今、中間層の方々が疲弊し、いつ誰が貧困に陥ってしまうかわからない、そういう状況のもとでこの負担増は耐えがたいものだというふうに思うわけでありまして。

具体的に、どのような負担が行われるかということでありましてけれども、ほぼこれは固まってきた中身でありますので、あえて御紹介をさせていただきたいと思っております。

皆さんも御承知だと思いますけれども、岐阜新聞に12月1日にこの記事が掲載をされました。文教委員会でもこうした資料が出されておりますけれども、まず一つは、高額医療費の限度額の引き上げの問題でありますけれども、患者の年収が370万円未満、いわゆるこの方々は中間所得層だというふうに思いますけれども、現在、入院や外来を合計した負担の上限は4万4,000円でございます。しかし、これが2017年8月から5万7,600円に引き上げが行われます。また、外来については優遇措置がとられておりますけれども、これも上限を2万4,000円と引き上げまして、倍になるのが今回の厚生労働省並びに政府の方向だというふうに思います。

それから、次に75歳以上の保険料でありますけれども、ここでもまた中間所得層に対するいわゆる負担増が行われようとしております。

具体的なことを申し上げますと、この新聞記事を御紹介するわけでありましてけれども、75歳以上の方が加入する後期高齢者でありますけれども、例えば、これまで公務員、また会社員の扶養家族だった人、こういう方が75歳以上になりますと、現在の月の保険料は、定額分は9割軽減をされておりました380円でございます。しかしながら、これが2018年4月になりますと77歳以上のそういった方々についていいますと、実に3,770円、10倍の引き上げが行われるわけでありまして。

今、私が御紹介いたしましたのはその一例でありますけれども、そのほかにさまざまな高額

医療費の限度額の引き上げ、また75歳以上の保険料の引き上げが計画をされております。こうした引き上げが行われますと、私は本当に日本の社会が中間層の方々もますます疲弊をしてしまう、こういうことになってしまうわけですね。

ですから、そういうことからいいましても、こうした負担増の引き上げが行われるべきではないということを申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立少数です。したがって、請願第2号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願は不採択とすることに決定をしました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。10時20分から再開をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時27分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第12 議案第75号から日程第15 議案第85号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第75号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これらについて、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、総務委員会委員長報告をこれよりさせていただきます。

だきます。

ただいま一括議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、12月15日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部・課長、また、一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に、要点を絞って報告します。

まず初めに、議案第79号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、産業建設委員会、文教厚生委員会より意見がありました。産業建設委員会の意見より、現場視察をした後、執行部より説明を受けました。

その後、補正予算書により本案に対する補足説明を執行部から受けた後、質疑に入り、体育協会補助金の詳細はとの質疑に対し、ユニフォームの更新の要望があったためとの答弁がありました。

また、今まで積み立てたお金が体育振興基金になり、体育協会が不測の事態に使える予算がなくなった。体育協会の補助は年間通して使ってしまう。もともとあった体育協会の積み立てであれば、有効に活用していただきたいとの意見がありました。

また、瑞穂市体育協会の補助金は1,350万円が、今後当初予算となるのかとの質疑に対し、要綱には補助金の限度額があり、体育協会としては1,350万円以内を交付するとの答弁を受け、今年度は特別だということかとの質疑があり、今回は体育協会の補助金とは別に100万円の補助をお願いしたいとの答弁がありました。

また、ユニフォームの更新等を含めて、補助金交付要綱の見直しが必要ではとの質疑に対し、要綱についても精査し検討したいとの答弁がありました。

執行部が要綱の資料を提出した後、補助金交付要綱のその他の補助事業にユニフォームについての項目を加えるべきではとの質疑に対し、今までは予算の範囲内で要求するという形だった。体育協会が計画を立てて運営すべきだったとの答弁がありました。

また、公園費について、国の補助金は決定しているのかとの質疑に対し、申請はまだしていないとの答弁がありました。

また、サイクリングコースの年間利用度の想定はとの質疑に対し、3,000メートルのコースをつくれば全国的にも人を呼ぶことができるとの答弁がありました。

また、堤防は車が多く通る。そこで全国大会が開催できればいいと言ったが、今回の予算では舗装のみだが、全国大会を開催すると予算が足りないのでは。市民のためでなく、特定の人

たちのためにつくるのはどうなのか。優先順位が違うのではとの質疑に対し、既に整地が済んでいるため、それほど経費はかからないとの答弁がありました。

また、市民の優先的事項と異なるのでは。今、必要なものなのかとの質疑に対し、これから先々、市民の方には何か誇れるものを持ってほしい。優先順位についても意見はわかるが、自転車は一般の方にも広がっていくと思うとの答弁がありました。

また、健康促進として有効かもしれないが、別のところにコースをつくったほうがいいのかといった意見がありました。

また、高橋尚子ロードと平田リバーサイドプラザは、それぞれ市で単独でつくったのかとの質疑に対し、2つとも市が単独でつくったものであるが、一部は国も関与しているとの答弁がありました。

また、ラジコンヘリを利用している方の意見を聞いてみたのかとの質疑に対し、予算が可決されれば、多くの関係者の方の意見を聞いていくとの答弁を受け、幅広いニーズで瑞穂市の核となるようお願いしたいといった意見がありました。

また、提案方法、概算費用、予算についてはとの質疑に対し、地方創生拠点整備交付金については、未来への投資という観点から地方自治体からの提案型である。近年のものを参考にし、概算費用を出した。予算については、12月に国に相談したところ、交付決定が来年の1月下旬または2月上旬ということで、今回の12月を計上するタイミングと判断し、今回上程したとの答弁がありました。

また、事前の提案説明ができなかったのはとの質疑に対し、当初は国へこの事業を全部お願いしたが、できないと言われ、コンベンション方式ならばということで急いでつくった。日にちを把握できず、説明不足だったと思うとの答弁がありました。

また、この予算が否決になった場合はとの質疑に対し、申請は厳しくなり、国としては今年度事業ということで進めていることを御理解いただきたいとの答弁がありました。

また、オリンピック候補選手による地域活性化業務のソフトの内容はとの質疑に対し、オリンピック候補選手による地域活性化業務委託料の300万円については、市内を中心にサイクリングコース5コース程度を設定したり、自転車をテーマにした交流イベントなどが含まれているとの答弁を受け、地方創生事業研究費補助金は研究業者に委託をお願いするのかとの質疑に対し、当初は朝日大学にお願いしようと考えていたが、200万円の地方創生推進交付金がつかなかったので執行されないとの答弁がありました。

その後、清水治委員から、都市計画費のサイクリングコース整備は、市民のニーズを考え、これより優先順位が高いものがあるとの理由により、議案第79号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案が提出されました。

この後、質疑、討論はなく、採決の結果、修正案は全会一致で可決されました。

次に、修正案を除く原案について採決を行った結果、全会一致で可決されました。

また、この議案に関しては100万円の体育協会補助金が計上されていて、これは所属競技団体等のユニフォームを更新するものである。瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）において、瑞穂市体育協会補助は1,350万円以内とされ、当初予算で既に1,309万5,000円予算措置されている。今回、補正で予算計上すると上限額を超えることになる。予算執行前に同要綱の見直しを図るなど適正な予算執行を要望するため、議案第79号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議が提出され、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、特別職と議員が同じ案件で取り上げられているのはとの質疑に対し、市では、改正原因が同じ例規改正については1つの議案とするルールとしているため1つにしたとの答弁がありました。

また、特別職と議員では仕事内容が違う。市長の諮問機関である特別職等報酬審議会からの答申であるが、この内容についてどのように思うかとの質疑に対し、1つになったことは気になったが、審議会からの答申を尊重し、議会にそのまま提案したとの答弁を受け、気になったならば、なぜ1つにまとめたのかとの質疑に対し、気になったのは、議員と3役がセットにした点である。審議会は独立した組織で、こちらからは金額の提示もせず、白紙諮問で協議をお願いし、答申をいただいたとの答弁を受けました。

その後、討論に入り、反対討論では、施行期日は2年据え置いたほうがいいと思い、反対するとの意見がありました。

また、賛成討論では、審議会の議論を尊重するため、賛成するとの意見がありました。

この後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

この議案に関しては、瑞穂市特別職報酬等審議会から市長に答申のあった平成28年10月3日付、瑞穂市特別職の報酬等の額について（答申）を議会として最大限尊重した結果で、市長にあっても、同審議会へ次回諮問を行う際には、今回の答申内容を最大限尊重し適切に取り組みされるよう、議案第75号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議が提出され、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、他の部署の引き上げの要望は。また、引き上げ要望金額、引き上げなかった理由はとの質疑に対し、要望があったのは、母子・父子自立支

援員、家庭相談員、女性相談員、現在、月額17万円で、月額18万円の引き上げ要望があった。引き上げなかった理由としては、他市町の状況を鑑み、その上で精査して今回の改正は難しいと判断したためとの答弁がありました。

また、執行部の判断基準に対しての不信感はないかとの質疑に対し、バランスは重要で、なぜ上げるのか根拠をはっきりしないと難しいとの答弁がありました。

さらに、特別職、一般職だけでなく、非常勤に対しても十分尊重してもらえないかとの意見に対し、働きがいがある職場になる必要があるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成28年12月22日、総務委員会委員長 森治久。

○議長（藤橋礼治君） 議案第75号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告は、原案を可決した上、別紙附帯決議案を可決するべきとするものです。

したがって、まず原案について、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら、附帯決議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより議案第75号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

ただいま総務委員長さんのほうから委員長報告がございました。

第75号につきましては、瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当云々でございます。この件につきましては、先般の総括質疑でも私は執行部にちょっとお話をしたところでございます。

この報告によりますと、要は1つの議案にまとめてきたという答弁を言っておるんやね、執行はね。私は、これは、例えば常勤の特別職、市長、副市長、それから教育長の給料、そして議員の報酬と、こういう項目があるわけですね。それが24年度のときには、そうして3つに分けて出してきたと。審議会の答申は1本ですけれども、議会へ提出したのは1、2、3と分けてきたと。そのときの市の答弁は、例規の改正とかなんとかで1つの議案にして出したと言っ

ていますね。そういう答弁していますね。そこら辺は委員会の中でもお話をされているのかと。何も話がなかったらいいですよ。

この件については、他市町も別々に出しておるんですね。うちは今回1つにしましたが、24年のときは3つにしました。例えば、多治見市ですと3つに分けてやっていますね。そこら辺は、そういった原則でやらなあかんのかと、1つで。3つに分けてやってもいいんじゃないですかと、そういった議論がなされたかということで、委員長の御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいま松野藤四郎議員より、私が先ほど委員長報告で申し上げた部分の特別職と議員が同じ案件で取り上げられているのはと、質疑が委員会の中で委員の皆さんからございました。

それに対して、執行部からは、先ほども申し上げましたが、市では改正原因が同じ例規改正については1つの議案とするルールとしているため1つにしたという答弁をいただいた中で、委員の皆さんからは、本来なら分けるべきではなかったかというような意見はございました。こちら、委員長報告においては、なるべくわかりやすくまとめた報告書にしておりますので、詳細な委員の皆さんから細かく指摘をされた部分は省いておりますが、そのような御意見はありましたことをあわせて報告させていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

今、松野議員の質問に関連するんですけど、今の御答弁でもありましたけど、市では改正原因が同じ例規改正については1つの議案とするルール、この内容について、ちょっと私よくわからないものですから、もし委員長さんのわかる範囲でお答えいただけたらと。もし、わからなかったら執行部から詳しく説明をして、そういうのはできないですか。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久です。

ただいま鳥居議員のほうより、例規改正については1つの議案とするルールということで、例えば、そんな内容がわかるものがあればお尋ねしたいということでもよろしかったでしょうか。

委員会の中では、委員の皆さんから先ほど申し上げたような意見が出る中で、執行部のほうからは、例えばということで、条例なんかの案件の例を挙げて御説明をいただきました。それは、今までの条例改正において、幾つか要項があるものを1つにまとめた中での議案提案をさせていただいておりますので、そのような意味合いと同じく今回提出させていただいたことでの御説明はいただきましたので、御答弁とさせていただきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 改正原因が同じという、改正原因というのがよくわからないんですね。

そもそも議員の給料、歳費、特別職の歳費、その上げる下げる原因という部分では、全く職務も違うし、そういう中でどの部分が改正原因が同じということを言っているのか、もしおわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいま再び鳥居議員から、改正原因がというところについてのお尋ねであるかと思いますが、執行部からは、今回、瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要というようなことの中で、先ほど私も申し上げましたが、条例等を改正する場合にさまざまな案件があるものを、例規改正については1つの議案とするということの御説明をさせていただきましたが、それを同じように執行部からは今回の瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例という部分において、例えば、改正条例第1条で民間給与との格差に基づく給与改定とか、改正条例第2条の配偶者に係る扶養手当の改定とかさまざまなものがある中で、それを1つの案件として議案提出させていただいておるという執行部からの御説明はいただきましたことを重ねて御報告させていただきます。

それともう1点、追加をさせていただきまして、今回の議案の上程は、瑞穂市特別職報酬等審議会の答申に基づいての議案の提出でございますので、そのことを御理解いただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

先ほどの委員長報告に対する質疑を行いたいと思いますけれども、先ほどの委員長報告を聞いておりましたけれども、私は一番懸念される問題として、今回の値上げ案といいますのは4年前にも行われまして、これで2期連続になるんですね。

この4年間の間に、瑞穂市民の暮らしは一体どうなったのかと、私はそこが一番一つは大きな問題ではないかなというふうに思うわけですね。先ほど、私、後期高齢者の皆さんの負担増のところでも申し上げましたけれども、国全体におきましても国民の暮らしは少しもよくなっておりません。実質賃金も連続してマイナスになっておりますし、家計の消費も冷え込んだままだというのが全国の政府の調査でありますけど、そういう点では、瑞穂市の市民の皆さんの暮らしがどうなのかと、こういうことが果たして委員会の中で論議されたのかどうか、その点

についてお聞きしたいと思えますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいまは小川議員のほうから、国民の暮らしを鑑みる中でというお話でございましたが、これについては、今、反対的な討論の中で御意見を申されたと思えますが、委員会の中では、先ほども委員長報告の中で申し上げました特別職報酬等審議会からの答申を受け、またその中で審議会の議論を尊重する中で、委員の皆さんからは賛成意見が出たということでございまして、国民の皆さんの暮らしがどうのこうのというような御意見等は委員会の中では出ませんでしたので、御答弁とかえさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 先ほど、これで2期連続やと申し上げましたけど、前回の値上げと今回の値上げというのは、決定的に条件が大きく違うというふうに思います。

それはなぜかといいますと、今回は市長選挙が昨年4月に行われまして、それからわずかまだ1年7カ月ですかね、しかたっておりません。しかも、その選挙では新人の棚橋市長が当選されまして、新人の市長としてまだ1年7カ月しかたっていないという問題がございます。それから、私たち議員にいたしましては、この4月に選挙があったばかりなんですよね。任期が5月からですので7カ月にもまだ満たない、こういう状況です。しかも、私もそうですけど、今度の選挙では新人が多数当選をいたしました。

それで、私は何をお聞きしたいかということですが、市民の皆さんが、じゃあ市長の1年7カ月、あるいは議員につきましてはわずか7カ月で一体どのような働きをしたのかと。その働きのよしあしと、こういう問題が市民の皆さんにとってもなかなか判断がしにくい、こういう問題があるのではないかなと私は思うんですね。

そういう点では、今回の委員会の論議の中でそういった点がどのように論議されたのか、またされておらんのかと、こういう点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

小川議員からの御質疑でございますが、先ほど議員においては選挙後の7カ月、8カ月後ということ、また市長においては1年7カ月、8カ月後ということでの働きのよしあしというお話でございましたが、そういう働きのよしあしということについては委員の皆さんから委員会における御意見等はございませんでした。

ただし、先ほども私、報告をさせていただいた中で、反対意見として、施行期日は2年据え置いたほうが良いと思え反対するという委員の方の御意見を紹介させていただきましたが、そ

の委員の方は、やはり選挙後の満たない期日の中で報酬が引き上げられるということに、これは議員の報酬についての意見であったと思いますが、それに関しては危惧するところがあるということで、2年据え置いたほうが良いということでの御意見はございましたということをお答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

やっぱり特別職と議員歳費についての議論は全く分けてすべきで、その判断をすべきだと思います。

なぜかという、その金額及び職務も全く違うと。具体的に言いますと、特別職、特に市長職において、この答申で市長の給与月額について書いてありますけれども、市政の牽引役を担う市長についてはと、こういう頭書きがあります。一般質問でもさせていただきましたけれども、市長というのはトップリーダーで、さまざまな状況を勘案して決断していくということがこの牽引役の意味だと思いますけれども、現棚橋市長におかれては、下水の問題、介護の問題、介護ボランティアの問題、保育園の民営化について質問しましたけれども、全くそういう明確な考え、そして判断がされていないというところで、この前段の市政の牽引役という部分を担っていないという時点で、歳費を上げるということはすべきでない。また、議員報酬につきましては、若い世代が議員をやって、若いけれども何とかしたいという議員が専念できる金額にはなっていないという部分で、議員歳費については十分検討の余地があると、そういう判断をしていますので、今回の議案については反対であります。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

賛成の立場で討論いたします。非常に迷いましたので、ちょっとうまく整理して討論できるか心配ですけど、努力してやってみます。

非常に迷った理由というのは、先ほどからありましたように、特別職3役と議員と一緒に

されている点は、確かにそうです。しかし、私たちは議員の立場ですので、そちらを私は優先します。議員の立場として、やっぱり上げるべきだということに私は傾くというか、落ちつきます。

それからもう一つは、総務常任委員会を傍聴しましたら、たしか反対が1あったと思うんですが、その方の理由は、議員は議員としてちゃんと働いているのかという市民の声があると。これを無視できない。それを聞いていますと、うんうんと私はうなずいていました。それは承知しております。しかし、にもかかわらず今議会、きょう最終日ですよ。今は最終日になってみて、私はやっぱり賛成しようというふうに、きのうぐらいにきちんと決めました。その理由を述べます。

先に箇条書きで言います。まず瑞穂市は人口がふえているまち、今後10年ふえると言われてますね。ふえるまちの議会としてというか、議会の議員として、非常にこれから議会が、議員が働くことが必要というか、期待されるというか、議会が、議員がよくならなければこのまちは絶対よくなれないと私は思っています。これが1つ目、人口増のまちでこれからの議員、議会の働きは期待される。しっかりした働きが必要だということ。

2つ目に、にもかかわらず近隣市町に比べて、皆様御承知のように、政策的なことが非常におくれています。これをどこまで急いで、大車輪で働いて普通のまち並みに政策を次々ときちんとしていくか、これも期待されます。

3つ目に、今議会を見てきて非常に議会が連携がとれてきたというか、まとまってきたなど12年半、13年目でそう思いました。補正予算の3常任委員会の連携など、今までになかったんじゃないかなと思いますね。あと、人間関係も個人プレーというか、たたくというような意味の個人プレーが多かったと思うんですけど、新人の方も含めてですが、かなり活発に発言もなさり、議会全体をどうしていこうという機運が生まれてきている。そして、附帯決議や修正を3常任委員会、つまり委員全部のという意味ですね。もちろん反対者はそれでいてもいいわけですが、議会が一つにまとまる機運を私は感じました。これこそ私たちに求められているものだと思います。

4つ目に、政務活動費がございません。議員報酬を上げなければ、政務活動費をつけるべきやと思いますが、この方向が今ないですよ。

以上、人口増のまちだから、政策が非常におくれているから、それから議会が非常にまとまる機運が生まれてきているから、政務活動費がないからと4つ理由を申し上げましたが、最後にちょっとつけ加えますが、議員報酬は安ければ安くてよいというものではないと思います。国内でも、全国でも、岐阜県内でも最下位に近いという状態は、さっき四つ理由を言ったことをなし遂げていくためには好ましくありません。せめて、普通にはなるべきだと私は思っています。

この普通というのは、全国の正規の勤労所得者の平均、収入と所得ですね。収入は税込みですね。所得は実際にもらうお金です。これを調べてみますと、これは発表するところによってかなりの差があって、総務省、国税庁、厚労省、健保組合とか家計調査ののぐいぱいネットに出てきますが、違うのではっきりした数字は出せませんが、ほぼ年収は500万に近く、税込みです。そして、給与所得でいくと400万ぐらいですが、瑞穂市は給与収入が470万ぐらいですから。議員の立場ですが。給与所得でいくと300万の半ば台と、これはやっぱり低い。

どうして普通ぐらいでなければいけないか。全国給与所得の平均ぐらいは行ってほしいかといひますと、もう名誉職で議員になる時代ではない。特に瑞穂市はそう思ひます。もう専門職でやらなければ到底追いつきません。専門職でやるには、第1に勉強の時間が多大にかかります。ネットで調べるだけではありません。今、池上彰さんのリベラルアーツという、一般教養という本を読んでいるわけですが、世界のとか、それからこれには宇宙の歴史から書いてありますが、一般教養というか人間としての幅広い知識や心得がなければ、一議案を考へるのも本当は自分が賛成するか反対するか決定するのはぶれるというか、より正しいというか、そういう判断はしにくいと私は思ひます。まず勉強が必要であるということと、それから調査ですね。もう世界の話がすぐに日本に影響し、瑞穂市に影響する時代です。そして、その案件に対する十分な調査時間が必要です。動く時間が必要です。片手間にできる仕事ではありません。

以上、これからの瑞穂市のために、全国、県内のせめて平均まで議員の報酬を上げる必要性を感じ、そして瑞穂市議会はそうならなければ、いかになくてもそうしなきゃいけないんですが、いけばより議員になった人たちはその職責を果たす条件整備が今よりは少しでも整うことになるというのが私の結論です。

以上、私が迷った末に、特別職はちょっと置かせていただきますが、議員の立場として賛成する理由を述べさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきたいと思ひます。

私は、そもそもこうした市長や議員の歳費の値上げということについて、頭から全て否定と、こういう態度ではございません。

しかし、市長の給料の値上げ、歳費の値上げを行う場合には、市民の皆さんが、よく頑張っておるで上げてもいいよと、そういった皆さんの思ひ、またそういった皆さんの思ひが多数になっているのかどうか、私はそれが一番大事なことでないかなと思ひますね。

その点で、先ほどの質疑のところでも質問させていただきましたけど、市民の皆さんの暮ら

しは決して楽ではない。本当にいろんな御苦勞をされているわけですが、そういったことがどうして委員会でも議論になり、またそこが深められていかないのか。その点、非常に残念だというふうに思うわけですね。

また、もう一つは、先ほども委員会の中で2年施行をおくらせてはどうかと、こういう御意見がありましたけど、私、その点ではやっぱり今回は見送ってしっかり議論を行う、もっとそういった議論を詰めていく必要が私はあるのではないかなというふうに思うわけですね。

そういう点で、私は今回の報酬の引き上げにつきましては、あるいは市長の歳費の引き上げにつきまして反対という立場を明確にいたしまして、反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋でございます。

私は総務委員会に所属をしております、今回のこの第75号に関しましては、今、小川議員がおっしゃるように、また委員長に対しての質問もございました。一括で出てきたことに関しましては、委員長からの報告でありましたように、改正の原因が同じで例規改正については1つの議案ということで委員長からの説明があったとおりで理解をさせていただきました。

さらに、今、市民の方の暮らし云々、これお声は当然あることはわかっておりますが、今回の議案といいますのは報酬審議会から出てきておる問題でございます、これは十分に市民の方のお声を反映させていただいたというふうに理解しております。

要は、この審議会の内容等をホームページ等で検索させていただきまして、本当にしっかりした議論をしていただく中において、当然今回のこのことに対して反対をされておる方の少数の御意見も聞かせていただきました。小川議員おっしゃるように、時期的なことも議論をされております。

そういうことで、この報酬審議会の議事録のまとめには、今お話が出ましたこの時期がどうなのかというようなことも十分に書いておりまして、そういう意味ではこの議案に対しまして附帯決議をつけさせていただきましたが、要するにそういう時期的なことも審議会ですっきり議論をされておることを含めて、市長におきましては、この審議会で議論されたこと、こういった形で議案として提出されたことをしっかりと慎重に受けとめさせていただきまして、出てきたこの議案に対して、皆様と同じような意見、皆様というか、賛成の意見としましては、特別職と議員の仕事は違うということも質問させていただいておりますが、やはりこの瑞穂市議会が本当にもっともっとしっかりとした力をつけさせていただく上においては、私も当然次の時代の議員の人に託すに至っては、私たちがしっかり仕事をしているということを市民の皆様

に御理解していただく活動をしていく中において、値上げとかそういったことではなく、やはりそれに見合うような対価として行っているかどうかということを審議していただいたというこの審議会の意見を尊重させていただきまして賛成させていただきましたが、くどいようですが、その内容にしっかりと網羅されておりましたことに対しまして、市長におかれましては審議会の内容をさらにしっかりと酌んでいただくよう附帯をつけさせていただきましたことを御報告させていただきまして、今回のこの議案に対しては賛成をさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席してください。

起立多数です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

私は報酬、また市長の給与の値上げについて反対でもありますし、この附帯決議にも反対という立場から意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

私は答申が尊重されるのは当然のことだと思うんですね。しかし同時に、その答申を受けて、それを判断してどのような議案を提出していくのかということは、それはその判断、また考えがあっていいというふうに思いますね。

そういう点で、私は今回の議案を提出に至った判断というものが果たして本当に市民の皆さ

んに理解が得られるものかどうか、そういう点では原案にも反対ですし、しかも今度の附帯決議でもってこの報酬の引き上げ、また市長の給与の引き上げを行っていくことについて反対と、こういう立場から意見を述べさせていただきました。どうかよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立多数です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第76号でございますけれども、この内容につきましても、先般の総括質疑で執行部にいろいろとお話をし、お答えをいただきましたんですけれども、この委員長報告によりますと、今回は非常勤の市民安全対策監、それから施設管理技術監の月額を1万円とか数万円上げるという話ですけれども、そのときに執行部に聞きましたときには、他所といたしますか、他の部といたしますか、そういうところからはそういったお話はなかったというふうに聞いておりましたんですが、きょういただきましたこの委員長報告の中には、要望があったのは母子・父子自立支援員とか家庭相談員、女性相談員、こういった字句が入ってきております。

そして、バランスというところも言っているんですけれども、バランスというのは庁内の中のことを言っているのか、他市町のことを言っているのかなあというふうに思いますし、働きがいがある職場になる必要があるということ。要は、特別職、一般職だけでなく、非常勤に対しても十分尊重してもらえないかと意見を言っておるんですね。執行部は働きがいがある職場になる必要があるというふうに答弁されておりますけれども、委員会の中でどのようなお話をされていたのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいま松野藤四郎議員のほうからバランスというようなこと、また働きがいがある職場というようなことで、どのような委員会の中で意見が交わされたかということでございますが、先ほど私も委員長報告で申し上げたとおり、委員の方から今回の非常勤の特別職の職員の方、一部の方の改正ですね。引き上げだけであったということの中から、御質問、また御意見がございました。

それは先ほども私が申し上げた中で、他の部署から引き上げの要望はあったのかなかったのか、また引き上げ要望の金額、また引き上げなかった理由等々を御質問、御意見を出されました。そんな中での、執行部からはバランスという言葉が出ましたが、このバランスというのは委員の方が御質問された折にも申された、他市町の状況や現状の勤務内容を考える必要があると思うが、そんな勤務内容を十分考慮されての今回の改正の決定であるのかということも御質問されました。しっかりと委員の皆さんが審議される中、また御質問をされる中、また今後の改正においては十分に公平さ、公正さを期すような改正をしていただきたいというような御意見があったということをつけ加えさせていただきます、御答弁とさせていただきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 非常勤の1日幾らとか月額幾らという関係ですが、これは平成22年の4月に一応引き下げておるんやね。いろんな非常勤の職務があるんですけど、ほとんどが引き下げられておる。

今回は、特別職、市長、副市長も上げますよ、教育長も上げますよ、議員の給料も上げますよ。なおかつ、非常勤では市民安全対策監、施設管理技術監が値上がりすると。そういったお金に関することは、毎年毎年値上げするというか、見直しをするということはできませんので、議員の報酬、あるいは市長の特別職もこの際見直しをされてきております。

ですから、できれば非常勤全体の報酬といえますか、そこら辺をどうしたらいいかということ、委員会の中でお話をされていたのかなあということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久です。

松野議員の、委員会の中で非常勤の方に対しての一律した引き上げ等の議論はなされたのかという御質問であったかと思えます。

先ほど、私もこちらの委員長報告の中で御報告をさせていただきましたが、委員の方からは特別職、一般職だけでなく、非常勤の方に対しても十分尊重した上で、公平さ、公正さがしっかりと見出せるような中での今後の改正を検討していただきたいという御意見がある中での、執行部からは働きがいがある職場になる必要があるため、公平・公正さをしっかりと考えた上で

今後は考慮していきたいという御答弁をいただく中で、しっかりした委員会の中での御意見、また御要望はある中での審議でございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第79号平成28度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告は、原案を修正し、別紙附帯決議案を可決するべきとするものです。

原案が原案のとおり可決または修正可決とされましたら、附帯決議案について質疑、討論、採決を行います。

これより議案第79号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、79号の委員長報告について質問をさせていただきます。

委員長報告によりますと、結論的には補助金交付要綱その他の云々を変えて、適切な予算執行に臨むというような内容になっておりまして、非常にわかりにくいと申しますと大変失礼はございますが、御存じのとおり補助金要綱そのものの内容は既に皆さん御承知のとおりかと思いますが、第1条、第2条、それぞれ記載されておりまして、最後にそれぞれの補助金の最高

限度額が定められておるといふことで、委員長報告の中にもありましたように1,350万以内の範囲内で補助金というものは交付するものであるのに、おかしいんじゃないかというような議論がなされたとの委員長報告にもなっております。

そこでお尋ねいたしますが、基本的には、補正予算というのは急に何かが発生したときとか、あるいは本来の予算に計上をし忘れたというところとちょっと語弊がありますが、そういう緊急性を要するときの予算が補正予算の本旨なんです。

今回、そういうユニフォームの代金をお願いしたいという補正予算が出てきたこと自体に、いわゆる補正予算としての性格上おかしいんじゃないかというような議論はなされたのかどうか。それから、これにはまた後から出てきますが、先ほど来申し上げたように附帯決議がつかまして、要綱の見直しを図るなど適切な予算執行に努めるというような内容にもなっておりますので、予算を認定、いわゆる承認するかしないかの段階で既にそれがオーバーしているのであれば、本来であればそれは認められないんじゃないかという意見は出なかったのかどうか、その辺を簡単に委員長に御報告いただきたいと、こういうことでございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいま広瀬議員より、まずは今回の体育協会に対しての補助金が補正予算としていかなものかということで1点ございました。

このユニフォームを更新したいということでの補助金でございますが、それにつきましては先ほど私の委員長報告でも申し上げましたとおり、さまざまな委員会の議論の中で執行部に対して申し上げたところ、執行部から、ユニフォーム等につきましては今までは予算の範囲内で要求するという形であった。しかし、体育協会でもっと計画を立てて運営すべきであったということで、決してこのユニフォームの今回の補助金ということでの補正予算というものが適切であったというような執行部からの御答弁の内容を考えますと、そのようなふうにとれる執行部からの御答弁はいただきました。

しかし、このユニフォームをつくるということでの補正予算が適切であったかどうかということに関しては、1,350万円以内の限度内であったかどうかとは別にして、委員の皆さんから補正予算が適切であったかどうかという議論はございませんでした。

また、もう1点の1,350万円を限度とする要綱に反する中での、委員の皆さんから、それは認められるものではないという意見はあったのかどうかということでございますが、当然、要綱で1,350万という上限がある中で、今回の100万円の補助金を加えますと1,350万を超えることとなります。それにつきましては、問題があるということでの今回の附帯決議ということになりましたので、それは委員の皆さんからまず1つ大きく出たのが、今まで積み立てたお金が体育執行基金になり、体育協会が不測の事態に使える予算がなくなった。体育協会の補助は年

間通して使ってしまう。そんな中では、もともとあった体育協会の積み立てであれば有効に活用していただきたいという御意見がある中で、やはりこの300万の体育振興基金は体育協会の皆さんの体育の振興のために使われるべき300万円、基金であるという御意見がございました。

そんな中で、そうであれば要綱を見直す中で今回の補助金に申請されました100万円というものが適切に執行されるという意見のもと、要綱の変更をなす中でしっかりと適切に執行できる状況を整えた上で執行しなければならないという附帯決議をつけさせていただいたところがございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号12番 広瀬武雄でございますが、引き続き、ただいまは森委員長より丁重な詳細な御報告をいただきましたが、さらに一、二点、この件につきまして御答弁を求めたいと思っておりますが、先ほど来の話にもありますように1,350万以内を交付するという要綱になっておるわけですので、本来であれば普通の総務委員会の中身のことについてお尋ねするんですが、既に約1,310万くらい出ているわけですね。失礼しました、1,309万5,000円かな。その差額分だけは認めて、それ以上は認められないよというような意見が出なかったのかどうか。

それからもう1点は、うがった見方をすれば、いわゆる期首にこのユニフォーム代の補助金的な申請をすることによって、本来の補助金である1,300何がしかをひよっとしたら100万削られるかもしれないという警戒心があって、意図的に途中で補正予算でこのユニフォーム代を要求すると、そういう戦略を立てられたのではないかといううがった見方が、そういうプロセスを考えられても仕方がない今回は補正予算に対する出し方であるというふうな誤った認識を与える可能性があります、その辺の意見あるいは討論は総務委員会でどのようになされたのか、再びお聞かせいただきたいと思っております。

○12番（広瀬武雄君） 一番最初は、差額です。それじゃあ、もう一度その部分を申し上げますが、いわゆる要綱に1,350万が上限と書かれておりますが、既に補助金として1,309万5,000円予算措置されておりますので、普通であればその差額分だけ認めようじゃないかというような意見が出なかったのかどうかということでございます。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

広瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の1,350万という要綱の中で、こちらは瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱ですね。体育協会におきましては、年度内で1,350万円以内の補助金の支出ということでございま

すが、これに関しては現在1,309万5,000円が執行されている中で、その差額の四十数万円に限ってのという議論ですね。これは委員会の中ではなされました。1,350万円までが認めていただいているのであれば、その差額だけではどうなのかということもございました。

ただし、執行部とのそんな意見を申し上げる中では、今回100万円の、4月までにどうしても体育協会が参加される等々の大会におけるユニフォームが、25団体ある中でユニフォームが随分古くなって新調していないという中では、この時期でなければならなかったというような御意見、御答弁をいただく中でありました。差額内でどうかというような意見はありましたことは、つけ加えさせていただきます。

もう1点、ちょっと控えるのをちょっと……。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それでは、今委員長がもう一つの質問の再確認がありましたので、再びもう一つ目の質問をさせていただきますが、いわゆる意図的に、補助金を減らされるかもしれないからということで、補正予算で出せばいいんだと。最初から本予算において補助金申請をせずに、途中で出すというのは、議員とか市民からすれば、それは作戦的というとおかしいんですが、性善説でいくか性悪説でいくかは別としまして、意図的な戦略で補正予算を申請してきたというふうな捉え方をされてもいたし方ないけれども、そういうような意見は出なかったのかということをお聞かせいただきたいと、こういうことでございます。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

先ほどは2点目の質疑を控えるのをおろそかにして、もう一度の御質疑をいただきましたこと深く深くおわび申し上げます。

2点目の、意図的に今回のこの時期に100万円の補助金申請がなされたのではないかとということでございますが、そのようなことに対しての委員会での委員の皆さんからの議論、また執行部に対しての質疑等はございませんでしたことを御報告させていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 委員長にお聞きしたいというのは、行政のほうにこの体育振興基金の積立金に関して、これ寄附になっているものですから、寄附がどこからあったのか、どういうものなのか。そして、この100万を出すことに関して申請がどういう形で、体育協会から出ていると思うんですから、それに関しての行政側の説明があったのか。これ基金のほうから100万になっていると思うものから、そういう説明があったのか。そしてユニフォームと木銃

等の来年度の使用月日、それがあったのか。

そしてもう一つは、これに関して言えば、体育協会が云々というならば、行政との契約的な申し合わせ書があるのか、そういう話はいいですか。申し合わせ書というのは、ただ口頭で、さっきも言われていたですけれども、そういうことがあるから出したということが言われたんですが、そういうことというのは、要するに寄附があったから、それで体育協会が使える金額だと限定をされるような体育振興基金のように聞こえるものですから、ならばそういうようなことに関して契約というか取り決め書が現にあったのか。ないままに行政がそういうことを言うこと自体は少しおかしいような気がするものですから、そういうことがあったかどうか確認がしたい。以上をまずよろしく。

堀武です。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいまは堀武議員のほうから御質問いただきました。それについてお答えをさせていただきます。

まず1点目のこの寄附ですね。300万円のうちの200万円の寄附のことをおっしゃってみえるのかと思いますが、まずは委員の皆さんから、これがもともとどういうものなのかということですね。体育振興基金がどういうものかということで、執行部にお尋ねをさせていただいた中で、執行部からは、まず200万につきましては前体育協会の会長であられる松野氏から御寄附をいただいた。その寄附は、体育協会の今後の不測のときの何かに役立てていただけるとということで、体育協会に対しての寄附であったうちの200万の寄附であった。基金の一部であるということですね。

それと、もう残りの100万に関しましては、平成22年に補助金の要綱等の、補助金等を繰り越して持つことはできないという中で、それ以前に補助金等の残額があった100万をプラスした中での体育振興基金であるということで御説明をいただきました。まずは1点はそのようなことでございます。それは執行部からもしっかりと御説明をいただいております。

また、申し合わせ書ということは、先ほど私が委員の方からこのような御意見がありましたということで申し上げた、今まで積み立てたお金が体育振興基金になり、体育協会が不測の事態に使える予算がなくなった。体育協会の補助は年間通して使ってしまう。もともとあった体育協会の積み立てであれば有効に活用していただきたいという委員の方から御意見がありました。これは執行部からも、この体育振興基金が置かれる経緯、経過をお聞きした上で、委員の方からは、そうであればこれはもともと体育協会のために使われる基金であるという御判断のもと、このような意見がなされた中で、委員の皆さんからはそれに対する異論はございませんでした。少なくとも、委員の皆さん全てがこの体育振興基金の300万は体育協会のために執行

されるべき基金であるという御認識であったかと思えます。

以上で、質疑に対しての御答弁とさせていただきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 御答弁いただいた行政側のと少し違うような気がする。これは平成9年に……。

[発言する者あり]

○13番（堀 武君） いや、質問しますよ。質問します、あくまでも。というのは、行政側の質問は少し違っておるような。

というのは、平成9年に、当時の松野会長から、そのときの町のほうに200万寄附があり、翌年の10月に100万プラスアルファして、100万は恐らくは、これは補助金等のその当時は大丈夫だったので300万にして寄附をされた。体育協会のほうに。寄附というか、積み立てた金額だと思うんです。

それに関して24年度に補助金改正があつて、余った補助金は返すというようなことで、25年度にこれに対して指導ではないけれどもあつて、それに関して体育協会から300万の金が寄附され、それが体育振興基金の原資となり、その要綱はうたわれておるはずで。それは何も、これに関して言えば、体育協会が専門で使えるような要綱とか契約書が言われたかどうかということを、正式な形で言われた契約書とか約定書があるかということを経務委員会で質問が出たのか、そういうような話が行政側からあつたのかということをお聞きしておるのが1点ある。

そして、新年度に関してこのユニフォーム及び木銃の使用に、それからブルゾンというんですか、役員の云々に関して、使用を、大会がいつ開かれるか、どういう形かということの行政側の質問があつたかどうかという、この2点をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの御質問にもあつたかとは思いますが、体育振興基金ですね。こちらが300万ということで今ございます基金について、執行部からは、それについてのどのようなものに使われるものであるとか、先ほど堀議員がおっしゃられたような申し合わせのようなものがあるかというようなことについては、先ほども申し上げましたとおり、この基金が積み立てられるに至っての経緯、経過の御説明はいただきました。しかし、その基金自体の要綱についての御説明はいただきませんでした。

ですから、経緯、経過の中で先ほど申し上げた前体育協会の会長であられた松野氏から200

万が体育協会に寄附がされた。これは旧穂積町時代でございますが、穂積町時代に町にはなく、子どもは体育協会に寄附されたということで御説明をいただきました。その見解は、子どもは委員会でどのような審議がされたか、意見があったかということでございますので、そのように申し上げさせていただきますが、またそのユニフォームがどの時期に利用され、必要であるかということにつきましては、4月の時点で発注しては間に合わないということの御答弁はいただく中、さまざまな25団体でございますので、細かくいろんな団体がございまして、木銃ということは銃剣道ですか。こちらにも使うということは伺いましたが、どの団体の特定された団体が使うというようなことまではお聞きすることはなく、4月の時点での発注では間に合わないということはお伺いしました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これは執行部の問題なんですけれども、総務常任委員会に対して、文教厚生委員会では体育協会からの申請書類というのが出ております。そのようなことを含めて、よく検討してくれという形で総務常任委員会に出してあるものですから、そのような文教厚生委員会が出された体育協会の申請書というのがあったかないのかということの一つ聞きたいのと、それから行政から云々の200万に関しては、一度町に寄附で入っておるという金額です。それから平成10年に100万と200万で基金として体育協会が持ったという形になっていると思います。

その辺のことが行政側は正確に総務常任委員会で説明したのか。これは重要なことなんです。200万は当時の体育協会の松野会長が町に寄附をしておるわけです。そして、翌年、体育協会に寄附をしておるはずなんです。それから体育協会に寄附して、いきなり200万が体育協会に体育協会の会長が寄附なんてできるわけないんですから。

その辺のことで、もう一つ委員長に聞きたいのは、あくまでもこれ公金なものですから、振興基金は公金である以上はその取り決めとか云々に関して正確なことがない限り、体育協会のみで使用というように今聞こえるような説明があったんですが、再度、委員長に聞きたいのは、行政側から、これは体育協会が使うお金というような形の説明があったかどうか。体育協会が使うというですよ。それを正確に答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

再度の堀議員からの御質問でございますが、この基金は体育協会のためだけに使われるものかどうかの御説明や、執行部、教育委員会から、所管のほうからの御説明はどうであったかということでございますが、先ほど来申し上げておるように、経緯、経過を聞く中で、先ほど堀議員が申されたとおり、旧穂積町時代に穂積町に寄附があった。これは穂積町に寄附があった。

ただし、町に寄附される中で、この寄附は穂積町に寄附したのであるが、体育協会の不測の事態が来るときに、必要なお金が必要になったら使っていただきたいというようなことでの思いがある中で御寄附であったため、体育協会のほうに通帳が、私どもが執行部から聞く中では2つの通帳がその時点で存在した。それが監査委員の指摘によって、おかしいのではないかとことでの御指摘の中、その300万というものが基金に積み立てられたということでございます。

あくまでも体育協会のために使われるべき基金であるというのは、経緯、経過の中から私どもは御説明をいただきましたし、先ほど来申し上げますように、委員の方からは体育協会の積み立てであれば有効に体育協会のために活用していただきたいという御意見が出る中で、執行部からは、何らその基金がそのような目的ではないというような御指摘もなかったことを考えますと、そのような基金は体育協会の活用に使われるべき基金と受けとめさせていただいておる中で協議をさせていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） まことに錯誤というか、誤った形の行政側の答弁により、総務常任委員会である意味間違ったような形の解釈がされているような気がする。

その経過はそのとおりのことが多分あったと思う。そのような意向でされて、特に恐らくは会長から、補助金団体かどうか、それに寄附するという行為に関しては恐らく指導があったもんだから一度町に入れて、町がそれに関して補助の形で出したと。

出したと同時に、これは推測ですから訂正はいつでもしますけれど、100万を持っていったのと合わせて300万にして基金として持っていったと。だから、それが委員長が言われるように、25年の監査のときにおいて通帳が2つで、1つは決算で出てくる通帳、1つは完全に決算書に出ていない通帳というような形で、その通帳のこれはどういう形だということで、適正に処理をせよということで監査から監査指導を受けたと思います。それによって、体協は市のほうに寄附の形で寄附をしたと。寄附は体育振興基金で、振興基金のこれに関して使用目的が書いてあるわけ。

だから、僕が言いたいのは、そういうようなことで総務常任委員長に対してもう少しわかりやすく経過と云々とをしてあったのかどうかということをお聞きしているわけ。だから、そういうようなことで総務委員会の全員の方がこれに関して、体育振興基金は体育協会のお金で、体育協会のみ使用するというような項目があるということ、再度言います。行政がそのような契約、あとは申し合わせ書、これがあったのかないのか。なければ、これに関して、今言うように行政はあくまでも公文書、文書によって全てが決済されていくのに、そのような決裁文書さえないような形のもので、口頭でしたなんていうことは非常に問題点がある。

だから、そういうようなことを総務常任委員会の委員長、委員の皆さんに錯誤を与えるような、僕の言っていることで間違っていればいつでも訂正しますが、錯誤を与えるようなことを委員会に言い、委員長がここでそのような話でされたということに関しては非常に議員として憤りを感じます。

だから、再度言って、この件に関して私は委員長報告に対してはしませんけれども、体育振興基金の使用目的に関して、体育協会が例えば300万のうち200万は自分たちのお金だから使いたいとか、そういうような形の約定書とか契約でもメモでも何でもいいんだけど、お示しされたかどうか。お示しされていないければ、何ら……。だから、これに関して言えば、総務常任委員会の皆さんが行政側のその辺のことの全ての説明をされて納得されているならいいですけれども、そのような形でされていないと思う。

ここに来ましたですけれども、これ体育協会基金の交付申請について、交付申請金100万。そして岐阜地域体育大会、バドミントン、バレーボール、サッカー、男女ユニフォーム、18、24、34、1万円ずつで18万、24万、34万。ボウリング、上着のみ刺しゅう入り12名、1万で12万、木銃15本、6,000円で9万、体育協会ウェア、ポロシャツ8名、2万円で16万、計113万。そのうちの100万申請を出しているんですけど、これが総務常任委員会が検討する事項に、委員長、出ていたのか。後から出たのか、その辺も含めて2つ、これの書類が。その2点をちょっと御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

再度の堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点、ここが一番かみ合っていないところかと思えます。それは、体育振興基金に対する見解の違いかなと思えます。これは見解といっても、私どもが勝手に判断しておるわけではございません。先ほど来申し上げますとおり、執行部よりは体育振興基金に300万円が基金として積み立てられる経緯、経過はお伺いいたしました。しかしながら、先ほど来堀議員が申されます正式な体育振興基金の使用目的に関する詳細な御説明ですね。それは行政の中で、この基金はどのような目的を持って積み立てられ、どのようなことに使用していくのかということに対する行政側の資料の提出はいただきませんでした。また、御説明もいただきませんでした。

もう1点は、先ほどのユニフォームの詳細な今回の購入に当たるものの資料でございますが、こちらは委員会の当日は御提示いただいておりません。先ほどの委員長報告で申し上げましたとおり、要綱についての資料の提出のお願いはさせていただきましたので、以上で御答弁とさせていただきます。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時19分

再開 午後2時03分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は、修正ですので、討論としては、①原案に賛成、②原案及び修正案に反対、③修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正です。まず委員会の修正案について、起立によって採決をします。

委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立多数でございます。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をします。

修正議決した部分を除く部分を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、着席願います。

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決をされました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決いたします。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員でございます。したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。
議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後2時10分

再開 午後3時00分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第16 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、発議第8号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

15番 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を提出させていただきます。

発議者、若園五朗、賛成者、清水治議員、同じく若園正博議員、同じく若井千尋議員、3名の御賛同を得まして、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を提出いたします。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきます。

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中で、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては都市部を中心に専門化が進んでいる状況である。

一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

なお、提出先は、安倍晋三内閣総理大臣殿、麻生太郎財務大臣殿、高市早苗総務大臣殿、塩崎恭久厚生労働大臣殿、菅義偉内閣官房長官殿、大島理森衆議院議長殿、伊達忠一参議院議長殿でございます。

地方自治法第99条の規定に基づき、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。
以上、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、発議第8号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の発議者に対して質疑をさせていただきます。

この意見書の内容をつらつら読んでおりますと、いわゆる住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっていると。それから、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金の加入のための法整備を早急に実現したいと、このようになっているわけですが、これは正直いいまして、御存じのとおり、全国の市議会議長会のほうで被用者年金制度加入促進会議が開催されておりました、各市町でも意見書を出してほしいという要請が来ていることは承知しておりますが、今の意見書の内容は全国の市議会議長会からの要望書の案、一字一句そのままなんです。

発議者は瑞穂市の市議会議員であるはずなんです。であるならば、瑞穂市に沿った意見書を提出すべきであると私は考えるところであります。

それから、地方議会議員のなり手の不足が深刻だと。この辺は、瑞穂市においてはほとんど該当しません。議員のいわゆる老後の安定が云々された判断のもとに、議員のなり手が判定されるか否かは、この都会ではない地方では、そのような理由は成り立たないと。それから、この部分に考えを集中するならば、むしろ報酬面の高さ低さによって地方議会議員のなり手がありやなしやの問題のほうがもっともっと強いと、このように思うところであります。

したがって、私としてはこの厚生年金は、過去、御存じのとおり共済年金という形で議員の皆様方に対応されていたのが、合併によっていろいろな採算面とか、議員の数がふえたことによって一応解散して、それを達成している、3期12年以上をやっていたいただいている方々は現在、年金を選択制でもらっていただいている方々もございまして、いわゆる地方自治体からの税金で賄っていると、こういうことですね。

これを新たにまたこういうものを、厚生年金を議員に対応しようと思いますと、日ごろ議員

の皆さんが税金の無駄遣いはするとか、今回も予算編成についても、私も質問の中で補助金云々の問題もいたしておりますが、要は地方自治体に負担をかける。これは第2の報酬になるわけですね、厚生年金を仮に制度的に法整備されるとすると。

日ごろ皆さんのおっしゃっていることと随分矛盾するということで、この辺のところを発議者である若園議員に答弁を求めます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号12番 広瀬武雄議員の質問に御説明します。

全国の市は723市あって、その中で市議会議員の専門の割合ですけれども37.7%、そういうことで、まず非常に専門の方が少ない。ある程度厚生年金を掛けて、議員になられた方について今後の保障をしていくと。そのかわり、掛金の2分の1は各自治体に負担をかけていくことになるんですけれども、要するに若い人が議員に出て、将来の生活保障をしていこうという建前でございます。

あと住民の、地方選挙の例えば市議会選挙があった場合、これは全国平均ですけれども、平成19年においては57.4%が投票に行ったと。平成23年においては50.82と、平成27年においては48.62ということで、年度ごとに区切ってみますと非常に市議会議員選挙のあるときに投票率が低いと。逆に言えば、市民の市議会に対する関心度が低いことも含めますので、今言っている若い人が出て、厚生年金に入っていない人は入って、しっかり職責を果たすようなことの国の施策でございます。

また、無投票当選者が、全国の平均をとってみますと平成19年では1.7、平成23年においては1.3、そして平成27年においては3%ということで、無投票の当選の方が各自治体がふえておるといことも、もうちょっと市議会議員の関心を求めていくというところでございます。

今回、この意見書を出すというのは、国の被年金者制度の動向をしっかりと全国市長会、そして平成24年5月11日から総務省が地方議会議員の新たな年金のあり方の検討報告が始まっているところでございます。今までの地方議員の年金制度の廃止は平成23年6月1日ということで、各社会保険、厚生年金、いろいろあるんですけれども、議員だけが年金制度を廃止してそのままになっていると。そうなれば、国の総務省が言っている新たな年金のあり方を検討していきたいというのがありまして、最終的に国のほうでは平成28年10月24日、先ほど言いました平成24年5月11日から総務省、あるいは全国議長会がやっておるいろんな回数ですね。平成28年10月24日において、これで全てこの意見書をまとめるについて38回のいろんな会議をやってきて、地方議会の厚生年金への加入を求める意見書の提出を全国の814の市区に流して、そして今度全国市議会議長会として各市議会ですっかり意見書を出して、これを次の世代の議員の方々に厚生年金の加入を含めてやっていくということでございます。

また、平成27年10月においては、公務員の共済と厚生年金が合体し、さらに年金制度の一元

化を図っている中で、新しい議員が出るために老後の保障を、今回のこの厚生年金を適用させて、そして厚生保険も議員の方が半分出して、そしてそういうような法律が通れば瑞穂市の事業主体である市のほうも負担してもらうという制度でございます。

皆さんも御存じのとおり、国保については75歳までかける、介護保険は70歳までかける、厚生年金の加入は70歳までというふうになっているこの制度を、議員の方について、もし入っていない方については厚生年金も今後は入って、そういうふうに身分保障等をしていくということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それではもう一度、議席番号12番 広瀬武雄でございますが、追加で質問をさせていただきます。

ただいまの発議者の説明は、私が質問したうちの大体半分くらいかなというふうにしか認識ができませんでした。それでは再度質問いたしますが、どこまでが議員活動の範囲かということが非常に線引きが難しい地方議員を、民間でいうならフルタイムの労働者には大前提で厚生年金に加入することになっていることは御存じのとおりでございますが、我々は非常勤公務員として地方議員を担当させていただいておると。

そういう非常勤公務員という身分で、厚生年金を対応するということがいかがなものかと。いわゆる議員の特権ではないかと。専門性の高い議員を集めるために待遇を厚くするなんていうくんだりもございますが、これはやはり今申しましたように、議員の特権をそこに絡める感覚でしかこのものが言われていないというふうにしか思えない。

だから、主権者である住民、市民が納得できるかどうか。市民によく理解をしてもらう努力が必要であると私は考えます。

それで、近隣の本巢市、羽島市に問い合わせしてみましたところ、羽島は本日が、当瑞穂市議会と一緒に最終日でございますが、羽島市はやはり慎重に現在検討している最中で、意見書の提出はないと。それから、本巢市も事務局サイドから、全国市議会議長会に対して、どういう経緯でこうなったのかの説明を求める文書の提出を要請していると、こういうことでありますので、だからといって当市がやらないことの正当性を私が申し上げているわけではなく、いわゆる拙速ではないかと。もっともっと慎重にこの問題は議論して、意見書としてまとめるべきではないか。もちろん意見書ですから、これが出たからといって結果的にこれが法整備されるという保証は何らありませんけれども、瑞穂市議会としての姿勢を全国に示す一つのバロメーターになるわけでありますので、その辺のところをもう一度考え方を、発議者に答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 12番 広瀬武雄議員より質問いただいておりますので、回答いたしたいと思っております。

この内容につきましては、強く国のほうへ地方議員の年金制度に関する法整備を早急に急ぐということは、平成27年9月10日に自民党総務会地方議会年金検討PT法案の作成ということで、そういうふうに国のほうでも、自民党のほうでもある程度の結論を出されて、確かに今言っている厚生年金をすることによって各自治体に負担をかける、あるいは市民の方についての合意形成についてはある程度の国の施策の法のお願いに意見書を出すことによって、若い人が、先ほどと同じようになりますけれども、議員が出てもらう、今後の地方議員活動として365日の議員活動を進める年金制度でございますので、その点、よく御理解を意見提出した者としてはお願いするところでございます。

実際には、今現在の議員さんで70歳以上の方については、国民年金は65歳以上の支給、あるいは厚生年金は支給は70歳という一つの制度がございまして運用されているんですけども、これからの議員の人たちを国の施策が、総務省も要するに進めていく、自民党の年金部会も進めていくということで、ただ全国議長会が各市町の市議会に諮ってこの意見書を出してくれということでございますので、これは要するに国の施策で今完全に動き出しておるところでございますので、その点、今の議員さんである武雄さんは73歳、時男さんが70歳、くまがいさんも70歳という年齢を言って申しわけないんですけども、次の世代を育てるためにやはりこの法改正の年金の制度の今完全な空白部分を、これで国の法改正で進めていくということですので、どうかその点御理解お願いしたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 大変、年齢を言っていただきまして、ありがとうございます。

私どもは若園議員が言いますように70歳を超えておりまして、70歳を超えた議員が複数おります。がしかし、年金についてはそうでありますが、70歳を超えていたとしても健康保険は、これが採用されれば国民健康保険よりもこちらのほうが非常に割安になります。だから、そういう意味では、70歳以上の議員にとってもメリットはあります。そういうメリットを承知しながら、私は質問しているわけです。だから、あなた方70歳以上の方には何ら関係ないでしょうから、そういうことをおっしゃるんでしょうと言わんばかりの発議者のただいまは答弁でございましたが、そういう意味合いで言っているわけではございません。

むしろ逆に、また若い方々でも自分の会社を経営している方、あるいはその社員になっていながら副業的に、どちらが副業かはわかりませんが、議員をこなしている方がいらっしゃいます。そういう方々は、厚生年金に既に入っている。入っているらっしゃると、この制度が採用されたとしても、どちらに入るかの選択制はあったとしてもメリットはどちらにもあ

るなしやの判断がそこで分かれるわけですが、そういう意味で、議員は全て無年金の人ばかり、あるいは全部国民年金の人ばかりと、そういう仕分けはできていないわけですね。いろいろ混在しております。

だから、年齢がいついっても若くても、この制度が導入されることによって非常に議員はメリットが出てくるわけですが、正直言って。だけれども、そのメリットは国民の、あるいは市民の税金を犠牲にしたメリットなんです。だから、先ほど来申し上げておりますように、民間の企業では最近も厚生年金の支給の問題、あるいは医療費の問題が相当議論されておりますが、いわゆる500人以上の事業所は強制的に厚生年金に入らざるを得ませんけれども、事業主によっては入らせないような対応をしているところもあります。

じゃあ瑞穂市はそこに当てはめてみますと、400人から四百二、三十人の非正規労働者あるいはいろんな方々を含めると500人以上になりますけれども、その民間との比較の中においても、この制度を瑞穂市の議会が議員として受けるということ自体が、やはり瑞穂市民からすれば特権意識があるという誤解を招くと、こういうところに私は今回のこの意見書に対する疑問を抱いたというところがございます。必ずしも年齢とか、あるいは副業的に職業を持っている方々との整合性の問題から、あるいは若い人を議員にさせるための手段としてこれをぜひやるべきだと、そういう強いメリットをなかなか感じられないからこそ、そういう質問をしているわけでありまして、その辺のところをもう一度よろしく御理解いただきたいと。

もう一度、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 12番 広瀬武雄議員の質疑に対してお答えします。

今、広瀬武雄議員が言われたことについての各市町の負担、あるいは現在社会厚生年金に入ってみえる方、あるいはこれから入ろうとした場合、確かに税金を使うことは、議員の厚生年金の加入を求める意見書についてはそのとおりでございます。

そうした中で、先ほど言いましたように、平成23年6月に地方議会議員の年金制度が廃止されたという経緯も含めて、今まで国あるいは全国議長会で十分その辺も御議論されたところがございます。そういうことを含めて、この内容を十分御理解いただきまして、最後のこの地方議会の厚生年金の空白部分を、法的に制度を変えて議員の厚生年金、要するに厚生保険等も含めてこれでしっかり議員をやりたい方については対応していく制度でございます。

制度として説明されたことについては、別にそのとおりでございます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

地方議員の厚生年金の加入を求める意見書、ここの意見書の中に住民の関心の低さ、深刻な問題になっている。私も全く同感です。ただ、この原因、私は政治家そのものが政治不信を招いている。国民が政治家に対して政治不信になっている。ですから、基本的には政治家自身に大きな問題があるというふうに思っております。

一方、この意見書ですと、この住民の関心の低さに対して、なぜ厚生年金に加入する法整備を急ぐことが住民の関心の低さをクリアするか、明確に御説明ください。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 4番 鳥居議員さんの質問に対して、回答いたします。

先ほども言いましたように、投票率の低いということはそれだけ議員の関心が低いということで、先ほど言いましたように、平成19年には57.4%、全国平均ですね。平成23年度については43、あるいは平成27年については48、あるいは今選挙をやろうとした場合、平成19年、23年、27年と全国平均がどんどん無投票の当選人の自治体がふえておるということで、議員の議員活動を身分保障して、とにかくみんなに出てもらう。そして出てもらうことによって、市民の代表の意見をしっかり市政に反映し、あるいは市政の運営についてしっかり議会という立場の中で今以上に動くという意味のことでございまして、そこら辺は瑞穂市議会においても十分自分自身肝に銘じて、今回の改正についても今以上、365日活動していこうと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 私は住民の関心の低さ、これを問題にしているんであって、なぜ厚生年金に整備することが住民の関心の低さをカバーすることになるかを聞いているんです。

今の答弁では、それについては全くお答えになっていないと思いますので、さらにその点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 4番 鳥居議員へのお答えですけれども、今以上に全国の議員さん、瑞穂市の議員さんも住民の代表として今以上に若い人に出てもらったり、いろんな考えを持ってもらうこと、出てもらって、そして議会を活性化し、住民の意見をしっかり聞き、そして議員活動としてしっかりやることが市民の関心を持たせる。いろんな各地域の活動に対してもっと積極的に出て、住民の声を聞いて、それをしっかりやることが要するに市民の声を聞いて、市民のことにに関してしっかり行政のほうにお願いし、その施策に反映することが私は市民の関心を得るといふふうに私は考えています。

その中で、この年金制度を含めて、今度出ようという議員さん、そしてこれからもやっていくという方もこの制度をしっかりと植えつけて、議員報酬の中でそういう年金を掛けるんじゃない

くて、ある程度事業者負担し、そして自分も出して、少しでも議員の報酬プラス厚生年金、これに該当する方が入ってもらうことによってフットワークをよくして、議員がお互いに肝に銘じてしっかり活動することが市民に信頼されることだと私は解釈しています。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議員がしっかり活動するという、そこなんです。先ほど住民が政治不信、政治家不信、自分たちの目線で自分たちのためにやってくれていないというところが問題で、まさにその部分がだめなんです。

だから、まずは議員が襟を正して、きちっと議員活動するということが大前提で、厚生年金の制度整備というのはもっともっと先です。ということで、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

提案者の若園五朗議員にお尋ねをいたします。

この厚生年金の加入について、いろんな意見が今出されております。私、議員の身分保障にかかわることですので、やっぱりいろんな皆さんの意見を踏まえて、できるだけ議会の総意としてこの意見書を出すことが必要だというふうに思います。

その点では、いろんな意見が出されておまして、まだまだ慎重な審議が求められているのではないかなというふうに思います。今出されました意見のほかに、こんな意見もあります。

議員の老後が不安だと言われますけれども、実際に国民年金には多くの方が現在加入されておりまして、議員が自分のことをいう前に、例えば国民年金の満額支給でいいますと6万5,000円ちょっとなんですよね。これで本当に食べていけないんじゃないかと。だから、議員が自分のことをいう前に、今のこういう国民年金では食べていけない、そのことをまず解決するべきではないか。これも寄せられた意見だと思うんです。

したがって、そういった意見を本当にいろいろ議論を深めて、そしてできるだけ議会の総意として提出されていくべきではないかというのが私は思うわけですが、若園五朗議員にその点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号5番 小川理議員の件ですけれども、確かに今回、意見書を出すについて、提案者あるいは賛成者をもって提出したわけでございますけれども、先ほど言いましたように、これは要するに瑞穂市のことではなくて全国的な、何回でも繰り返しますけれども、国の総務省、あるいは自民党のそういう年金制度委員会、全国の議長会でもしっかり

38回ほど、こういう制度に法改正していくということの決まりでございますので、確かに小川議員が言われたことは十分私も理解できます。確かに、瑞穂市の中で意見書をまとめて総意で出せということもありますけれども、私としては国の施策でしっかりこの内容について法改正してもらおうというのが私の考えで出させていただきましたので、確かに今回の意見書のいろいろ出し方もあるんですけども、今回はこういう形で全国議長会の意見書の要望等を含めて、その提出内容について十分精査した内容を提出させていただきました。

その内容について、私はしっかりこの年金制度の加入についての意見書を提案者として責任を持って提案させてもらって、御理解いただいた方について賛同いただければ結構だと思いませんのでよろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

もう1点だけお尋ねしたいと思います。

今回出されております意見書の文面でございますけれども、これは先ほど広瀬武雄議員もおっしゃいましたけれども、全国市議会議長会からの要請文がありまして、案が出されておりますね。しかし、今回出されている文言は全てこれの一緒、丸写しだと思うんですね。一字一句変わらないと思うんですけど、そういう点では本当に瑞穂市の今のことを私たちの議会としていろいろ議論して、それを踏まえて出すべきだと思うんですね。

これは私、なぜかといいますと、例えば私がこの提案者になったといいますと、これを丸写しにして、瑞穂市議会だけのここだけ変えたというのは、本当にちょっといかなものかというふうに思いますが、最後、その点について提案者の答弁を求めたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号5番 小川理議員の質問に対して回答します。

こういう議員の身分保障に関する、直接関係することについては、確かに全国議長会、総務省との一つの考え方がございますけれども、こういう身分の関係することについては、小川議員あるいは鳥居議員のことも十分踏まえた、しっかり総意を入れた意見書となるよう今後努めてまいりますので、今回の提出した内容についてはこのような提出させていただきますので、御理解をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、厚生年金への加入を求める意見書の反対討論をさせていただきます。

先ほど来、発議者は国の施策と何度もおっしゃっておられましたが、その部分は御訂正を願いたいと思いますと同時に、今回、なぜ反対するかと申しますのは、先ほど来、質問の中でも何度も申し上げておりましたことも含めまして、新たに一つだけポイントを申し上げますならば、いわゆるこの厚生年金の法整備ができたとしても、議員は自己負担もありますが、先ほど来申し上げておりますように、地方自治体にも負担をかけるということですので、ならば本当に老後の安定を議員みずからが考えるならば、あるいは先ほど来発議者が主張していらっしゃるようなことを対応せざるを得ないのであれば、みずからが老後の安定をさせる手段というのがほかにないのでしょうか。

民間の商品で、いわゆる個人型確定拠出年金というものがあります。それが来年度からというよりも、この2017年の1月から非常に優遇された商品として全国的に売り出されると。この辺の部分を議員の皆さんはもう既に承知済みだと思うんですけども、厚生年金に頼ることなく、地方自治体に負担をかけることなく、みずからの老後を安定させるならば、みずからの資金で安定させると、こういう感覚になっていただければ今回のこの厚生年金の加入を求める意見書については賛成できかねると、こういうところから反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

[「議長、棄権させてください。退室を認めてください」と16番議員の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 許可します。

[16番 くまがいさちこ君 退場]

○議長（藤橋礼治君） 発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

[16番 くまがいさちこ君 入場・着席]

日程第17 発議第10号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、発議第10号普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明及びオスプレイの飛行停止と配備撤回を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明及びオスプレイの飛行停止と配備撤回を求める意見書の提案説明を行わせていただきます。

発議者、小川理、賛成者、瑞穂市議会議員 くまがいさちこです。

地方自治法第99条の規定に基づき、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって提出をさせていただきます。

意見書につきましては、お手元に文案がありますので、それを読み上げて提案にかえさせていただきますというふうに思います。

普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明及びオスプレイの飛行停止と配備撤回を求める意見書。

12月13日夜、沖縄普天間基地に配備されている垂直離着機MV-22オスプレイ機が名護市沿岸に墜落した事故について、政府は「不時着」と伝えていますが、無残な姿をさらす機体を見れば墜落であることは明白です。

これまで、政府はオスプレイの安全性を繰り返し宣伝し、配備を進んで容認してきた責任は極めて重大です。着水、不時着などと言われていますが、アメリカの報道ではクラッシュ、つまり墜落とされており、重大な事件です。

オスプレイは開発段階から相次いで墜落死亡事故を起こし、欠陥機と呼ばれ、非常に危険な軍用機と指摘されてきました。その懸念が現実のものになりました。直ちにオスプレイの墜落事故の真相究明と飛行停止が求められています。

ところが、日米地位協定のもとで、日本政府のオスプレイ事故の原因究明の捜査自体も行えず、植民地さながらの我が国の主権さえも踏みにじられています。

欠陥機と呼ばれてきたオスプレイは、現在、普天間基地に24機が配備されています。2012年9月に10万人以上が参加したオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会の開催や、2013年1月の建白書提出などの沖縄県民の民意を乱暴に踏みにじり、2012年から2013年にかけて配備が強行されてきました。

政府は、さらに陸上自衛隊のMV-22オスプレイの17機導入を決めています。今回の墜落事故は、沖縄にとどまらず、全国各地の住民の安全にも大きくかかわる大問題です。

よって、墜落事故の真相究明はもちろん、オスプレイの飛行停止と配備撤回を強く求めます。意見書は以上でございますけれども、補足をさせていただきます。

この12月13日に事故が起きまして、わずか6日間しかたっていない19日にオスプレイは飛行を全面的に再開いたしました。

この原因究明を意見書は求めておりますけれども、ところが日本の政府は独自の捜査権限が何ともありませんですから、何の情報も得ない中でアメリカ軍が言う説明をうのみにして、これは理解できるということで、稲田防衛大臣が言われましたけれども、このようなことで認めるわけにはいきません。ここで求めておりますけれども、あくまでも真相の究明及びオスプレイの飛行停止、そして配備の撤回を求めるものでございます。

どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これにて趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明及びオスプレイの飛行停止と配備撤回を求める意見書について、質問をさせていただきます。

この意見書が出てから、私もちょっと調べさせていただいたんですけれども、このオスプレイというのは、ことし、アメリカ政府がアメリカの議会に対して日本へのオスプレイの輸出について通知をしたというふうに記事を読みまして、その際の説明の価格は17機で3,700億円ということをアメリカ政府は議会で発表していると。これは大変な数値、大変な金額、1機当たりが200億以上で、ちょっとこれっていうのは何でそんなに高いんやと。オスプレイを入れて、維持管理とか訓練のための派遣とか、そのオスプレイがずうっと日本で使い続けるときに、使い終わるまで、それぐらいアメリカ政府が日本政府にオスプレイに関して17機分をずうっと払い込む金額を言っているらしいんですけれども、これだけの高額なオスプレイであるということに間違いはないかどうか、ちょっと小川議員に質問します。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ただいまの鳥居議員の質問にお答えをしたいと思います。

日本の政府がオスプレイ17機を購入するというところでございますけれども、これ1機当たり100億円かかるというふうに報道されています。ところが、アメリカ国内ではこのオスプレイはその半額だという報道もございます。

ですから、なぜ日本の政府がそれを購入する場合には100億円もかかるのか、これは私は本当に疑問なところだというふうに思っています。鳥居議員の質問と全く同感だというふうに思いますので、お答えとさせていただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） もう一つ、アメリカのメーカー、ボーイング社が製作するオスプレイですけれども、直接、日本政府がボーイング社から購入することができないようなんです。一旦、アメリカ政府がオスプレイを買い上げて、アメリカ政府から日本政府が買うというシステムをとらなきゃいけないと。そこにアメリカ政府は、当然、仲介料としてマージンを取るわけですけれども、このような制度になっておるということについては御承知でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ただいまの鳥居議員の質問にお答えをしたいと思います。

私、先ほども申し上げましたけれども、本当にこれを1機100億円だと。ところが、アメリカ国内では50億円だと、こういうふうな話でしょう。本当に納得できない。なぜこんなに高くなるのか。アメリカ政府から購入するこのオスプレイがいかに高いものであるかということは、私は本当に疑問だというふうに思っています。なぜそうなるかということは、また今後いろいろ調べていかなきゃならないというふうに思いますが、鳥居議員の質問ですけれども、私も同感だと思います。

加えて、この意見書の中でも申し上げておりますけれども、これまでもオスプレイの墜落事故は相次いで起きているわけですね。しかも、これは欠陥機だと言われておりますけれども、そういったことになると、そのようなものをなぜ1機100億円も使って17機も購入していかなくちゃならないのかと、本当に私も怒りを感じるところでございます。以上でもって、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） これは未確認の情報かも知れないんですけれども、そもそもオスプレイの導入については外務省主導で話を進めて、実際に使う自衛隊のセクションでは余り積極的にオスプレイを購入してくれという議論ではなくて、外務省からの主導であったということを知っていますが、その辺の真意は御存じでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ただいまの鳥居議員の質問にお答えをしたいと思います。

オスプレイは、日本に配備されているアメリカ軍がオスプレイを使用するということでありますけど、同時に日本の自衛隊もオスプレイを使って、いわば日米の共同作戦、一体的なものの中でオスプレイの配備、また計画が行われているということが一番大きな問題だというふうに思います。

しかも、オスプレイで何をするのかといいますと、日本の防衛をするということではなくて、アメリカ軍の海兵隊といいますけれども、他国の軍隊に殴り込みをかけると、こういうアメリカ軍と一体になってオスプレイが配備、また運用が計画されているというところに一番の大きな問題があるというふうに考えております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井千尋です。

普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明及びオスプレイの飛行停止と配備撤回を求める意見書というのが、今、小川議員から出ました。

最初に御質問します。

この内容に関しては、本当にこれ事故を起こしたのが13日の夜ということで、この会期中でございました。この事故機に関して、緊急を要することは十分わかりますけれども、今、さきの質問等で大体お答えを言っておられますけれども、最後の部分で、墜落事故の真相究明はもちろんのこと、オスプレイの飛行停止と配備撤回を強く求めるということでこの意見書は出ておりますけれども、これは要するにオスプレイを全部、配備を撤回するというこの意味合いで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ただいまの若井議員の質問にお答えしたいと思います。

この意見書でオスプレイの配備撤回を求めていますけれども、日本に配備をされておるオスプレイ全て撤回していただきたい。

理由は、先ほど来申し上げておりますけれども、かねてからこのオスプレイの構造的欠陥、これは相次いでこれまでも繰り返し指摘をされております。これはこれまでも墜落事故、あるいは死亡事故が相次いで起きておまして、こうした中でオスプレイが大変危険なものだということは先ほど来申し上げているところでございます。

もう1点ございます。先ほど、この意見書の中でも申し上げましたけれども、沖縄県民の皆さんが、建白書というのがありますけれども、沖縄の全ての自治体の市長がサインをして、そ

してこのようなオスプレイは配備は撤回してほしいと、こういうふうになっているわけですね。文字どおり沖縄県民の総意だと思います。

こういったものに対して、私たちが瑞穂市民として連帯をしてオスプレイの撤回を求めていくということは、沖縄と本土が連帯するという意味で大変大きな意義があるものではないかということをおもいますので、お答えとしたいというふうに思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、小川議員おっしゃるように、本当にこの意見書を瑞穂の議会として出させていただくことに関しては、論法としてはよくわかります。沖縄のことだけではなくて、日本のことだと思いますけど、私がお聞きしたかったのは、実は私もいろんな形で意見書を提出させていただきまして、瑞穂の市議会でも御賛同を得て国に意見書という形で意見を申し上げて、それで国のほうで法整備をしていただいて地元の行政としてやりやすいような状況になっていければいいなあという思いで、何度も何度も出させていただいております。

そういった趣旨では、この意見書を提出されることはよくわかりますけど、ただこの提出が12月20日、おとついの日付になっておりまして、私はこれ、けさ目にしたわけでございます。これだけ今、非常に日米安保のこと、また裏返せば本当に国会でも議論しておるような内容なことを、この一日、朝、目を通しただけで十分な知識も知恵も毎日持続できないもんですから、うろ覚えで確認をしたところ、これ本当にこの事故が起こって、不時着だとか何か言っておる。言葉は悪いかもしれんけど、本当にふざけるなと言いたいぐらいの事故だというふうに認識しておるわけです。

ですから、最初の質問でお話ししましたように、事故機に関しては徹底的の事故の追及をしていただきたい。しかし、これは今言ったこの事故機だけのことでなくて、オスプレイ全体のことを言っておられるというふうに締めくくっておられますので、この議論になりますと本当に一日、朝、目を通しただけではなかなか検討しづらい。これはこの内容もさることながら、できることならば、以前もお話ししたと思うんですけど、本当に慎重な審議を求められるのであれば、この議会中にもっと早い時期に出していただいて、それでしっかり勉強して、議員として間違いのないような議論ができるようなことをまずは求めたいと思いますが、これ議会運営委員会にも本当にこの出し方がいいのかということで、以前、私も御指摘をいただきましたので、この一日だけでは非常に判断がしづらいというふうに思うわけでございます。

そういった意味で、これは受理されて本日出てきておる問題ですから、先ほど質問させていただいた部分に関しては、オスプレイの全面廃止ということでございました。これは質問ですので、まずその審議をさせていただく時間を小川議員はどんなふうに思っておられるか伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ただいまの若井議員の質問にお答えしたいと思います。

私、まだこの4月に議員になりまして、何回かまだ議会の経験はございませんけれども、私が提案者になりまして議案を出しますと、本当に積極的な議論を行わせていただいております。私、記憶にありますのは、庄田議員とか、それから若井議員とか、こういった方から積極的な質問、また意見を聞かせていただいて、私、本当に思いますのは、うそではないですよ。議会といいますのは、こういったことを本当に議論する場だというふうに考えておるわけです。そういう点では、積極的な御意見を寄せていただくことは大変私もうれしいことだというふうに考えているところでございます。

今回の意見書ですけれども、いろいろ経過がありましたのでちょっとだけ報告させていただきたいと思っておりますけれども、事務局のほうからも、今度は小川さん、意見書はないのかということをお聞きされてきたんですね。その都度、今回はありませんというふうにお答えをしてきた経緯がございます。ですから、若井議員が言われるように、あらかじめ想定されるものであればできるだけ早く出して、皆さんのところにもお配りをしまして、いろいろ慎重審議いただく上でさまざまな勉強など、出していただく機会、時間をつくったり、また議論するということが可能になるわけですけれども、今回はそういうふうなことでいいますと、残念ながらそういうことになりませんでした。その点では、私も心の中では審議が十分行えるかなということは考えております。

ただ、オスプレイの墜落事故の件といいますと、事故が起きたのが13日なんですね。ですから、文字どおり、まだきょうが22日ですわね。まだ10日前のことでありまして、しかも会期はきょうまでになっているんですね。そういう点でいいますと、若井議員のおっしゃることもわかるわけですけれども、こうした提出の仕方になりましたことは、率直に思うわけですけれども、しかしこれを今、本当に皆さんで審議いただいて、やっぱりオスプレイのこの問題については瑞穂市議会として、また議員の皆さんの総意としてぜひ意見書を提出していただきたいということを思いまして考えております。どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井千尋。

この普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明及びオスプレイの飛行停止と配備撤回を求める意見書、質問もさせていただいたとおりの内容でございます。

小川議員のほうからは、これは最終的にはオスプレイの全面配備を撤回ということで締めくくられております。今お話しされました13日の事故であって、私自身も本当にこの事故機に関しては徹底した原因を追及していただかなければ到底納得できるものではないということに関しては賛同させていただいておりますが、最後の、だからといってオスプレイが全面的に撤回を求められるということが、先ほど質問にもお伺いしましたけど、この朝見て、この書面に目を通して、これが全て全面撤回になるのかということに関してはどうしても賛成をしにくい問題だというふうに思います。

余分なことでございますが、今議会で市長から提案されております長良川右岸の1億4,000万、5,000万かけた自転車のサイクリングコース、このことも総務委員会ではしっかりと付託を受けまして審議させていただきましたが、最終的な討論の場ではこの質問すら出なかったような状況で、ある意味、意見書というのは地元の公益というか瑞穂市にとってプラスかマイナスかということも含めて意見を出していくということであれば、やはりそういったこともしっかり議論をされていないような状況の中で、先ほど言った国と国の間のことをここで一生懸命審議するには余りにも時間がないというふうに思いますので、いずれにしても意見書の提出の仕方も含めて、今回はオスプレイの全面撤回という内容になっておりますので、このことに関しては反対をさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

意見書はオスプレイに限定されているような文面です。それについて、審議の時間がないと、戸惑うという意見がございます。かもしれません。けれども、この背景にあるものは御承知のように沖縄基地の問題です。普天間の移設から、辺野古基地建設問題が背景にある中のオスプレイですね。

それを思いますと、私たちは9月にサンシャインホールで辺野古基地建設反対の集いみたいなものを開いて、これは岐阜県の沖縄県人会の発案です。思った以上の御参加があって、サンシャインホールの1階、600席あるそうですが、ほぼいっぱいになってちょっとびっくりしましたが、ずうっと学んできたわけですが、沖縄はもともと琉球王国という独立国であったのが、鹿児島に併合され、その後日本国領土になったわけです。そして、第2次世界大戦では鉄の暴風雨、捨て石みたいな扱いになりました。私が思うには、今度の辺野古基地、オスプレイ、一

連のを見ていると、今だって安保の捨て石だと思うんですね。

人間は、生まれるところは選べません。生まれ育ったところを後になって離れる人、私もそうですけど、生まれ育ったところはかなり神聖視しているとか、思いが強いわけですね。ということで、沖縄県人会の岐阜県のそういう集会をやったわけですが、沖縄県人の思いとか、そして沖縄県は翁長知事を民意として県知事に選んだわけですね。それは基地撤去と、一番もとは。そういう知事を選んだわけです。安保には反対しないと言っていますけどね。それというのは、民意によって選ばれた地方自治がこの岐阜県瑞穂市にいる私たちよりはずうっと無視されてきた、されている状況なんですね。私は、国は国民を守るものという大前提があると思うんですけど、沖縄では、国は沖縄県民を守る側に立ってないわけですよ。

そういう背景からして、このオスプレイは今一番間近にあるわけですが、この意見書の提出に賛成させていただきました。以上です。

どうぞ、もし自分が沖縄に生まれて育っていたなら、今の沖縄の状況に対して自分は思うだろうという想像力も働かせていただきまして、御審議いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） この発議第10号でございますが、普天間基地配備のオスプレイの墜落事故の真相究明はもちろんのこと、普天間基地周辺の皆さん、そして沖縄県民の皆さんの心情を考えますとごもっともな内容かと思いますが、日米安保、また日米同盟のことを考えますと、この場で判断しかねますので、棄権をさせていただきます。以上です。

〔8番 森治久君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第10号は否決されました。

〔8番 森治久君 入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） 本日の会議は、議事の都合によりましてあらかじめ延長をいたします。

日程第18 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件（委員長報告）

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

議会基本条例推進特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

議会基本条例推進特別委員会は、12月19日、本会議終了後、穂積庁舎議員会議室で16名の委員が出席し開催しました。

それでは、協議した順番に、要点を絞って報告します。

初めに、議会基本条例推進特別委員会の運営・組織についてを協議しました。

当委員会の設置目的である議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究を行うに当たり、委員会内に便宜的に設けられる下調査機関として、分科会、小委員会、部会の3つの組織形態が考えられますが、これらを比較・検討し、協議した結果、部会の設置には、本議会での議決が必要なため市民に公となる、協議または調整を行うための場であるため自由闊達な議論が期待できるなどの理由から、部会を選択することに決定し、意見交換会部会と議員研修部会の2部会を委員会の下調査機関として設置することに決定しました。

意見交換会部会及び議員研修部会の設置根拠は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第168条第2項で、招集権者は部会長となり、期間は平成29年6月までとなりました。

意見交換会部会の目的は、議会基本条例第5条第7項に規定する意見交換会を今年度開催するに当たり、具体的な運営方法等の協議または調整を行うため、構成員は、松野貴志議員、今木啓一郎議員、鳥居佳史議員、小川理議員、若井千尋議員、清水治議員、くまがいさちこ議員の以上7人です。

議員研修部会の目的は、議会基本条例第18条に規定する議員研修の充実強化を図るに当たり、具体的な実施方法等の協議または調整を行うため、構成員は、北倉利治議員、杉原克巳議員、若園正博議員、森治久議員、堀武議員、広瀬時男議員、若園五朗議員、松野藤四郎議員の以上8人です。

次に、閉会中の継続調査申出書を協議しました。

これについては、報告すべき質疑等はなく、議会の議決を求めることに決定しました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。平成28年12月22日、議会基本条例推進特別委員会委員長 庄田昭人。

○議長（藤橋礼治君） これで、議会基本条例推進特別委員会の中間報告は終わりました。

日程第19 意見交換会部会の設置について

○議長（藤橋礼治君） 日程第19、意見交換会部会の設置についてを議題とします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第168条第2項の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり意見交換会部会の設置についてが提出されました。

お諮りします。委員長から提出のあったとおり、意見交換会部会を設置することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から提出のあったとおり、意見交換会部会を設置することに決定をいたしました。

日程第20 議員研修部会の設置について

○議長（藤橋礼治君） 日程第20、議員研修部会の設置についてを議題とします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第168条第2項の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議員研修部会の設置についてが提出されました。

お諮りいたします。委員長から提出のあったとおり、議員研修部会を設置することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から提出のあったとおり、議員研修部会を設置することに決定をいたしました。

これより意見交換会部会及び議員研修部会の部会長及び副部会長の互選を行っていただきたいと思いますので、意見交換会部会は議員第2会議室、議員研修部会は議員会議室をお使いください。なお、委員会条例第10条第2項の規定を準用し、部会長が互選されるまでの間は年長の部員が部会長の職務を行っていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時47分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

意見交換会部会及び議員研修部会の部会長及び副部会長が決定しましたので、御報告をいたします。

意見交換会部会は、部会長にくまがいさちこ君、副部会長に若井千尋君。

議員研修部会は、部会長に若園五朗君、副部会長に森治久君でございます。

以上のとおりでございます。

日程第21 閉会中の継続調査申出書について

○議長（藤橋礼治君） 日程第21、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会基本条例の目的を達成するための具体的運用に関する調査研究について、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第22 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件説明いたします。

まず1件目は、平成29年1月31日に、岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が美濃市のみの観光ホテルで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成29年2月5日に、市民センター大ホールで議会報告並びに意見交換会を開催するに当たり、全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） この件につきまして、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任を願います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4 時51分

再開 午後 5 時22分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番 くまがいさちこ君より発言の取り消しの申し出がありましたので、説明を求めます。

16番 くまがいさちこ君、どうぞ。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

発言取り消し申出書をお願いします。

12月20日の会議における私の発言のうち、次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう会議規則第65条の規定により申し出ます。

取り消したい発言、Aさんが誰であるか推測できる部分、別紙の2ページの下線の部分です。時間をとらせて申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ただいまくまがいさちこ君から、12月20日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、Aさんが誰であるのか推測できる部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。これを許可することに御異議はございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議ありましたので、起立によって採決をいたします。

くまがいさちこ君からの発言の取り消しの申し出を許可することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、くまがいさちこ君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ただいま堀武君から、地方自治法第133条の規定によって、議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、くまがいさちこ君の退場を求めます。

〔16番 くまがいさちこ君 退場〕

追加日程第1 議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件（提案説明・弁明・質疑・委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 提出者の説明を求めます。

13番 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

くまがい議員に対する、この文面で言えば、一般質問で私に対する侮辱的発言があり、その処分を求めた理由ですけれど、くまがい議員は私の9月議会の行政に対する答弁書を引用して、そしてこの質問により、非常に当事者及び社協全てに迷惑をかけているということが発言されております。

皆さんのところに届いている、このくまがい議員の削除の中の2ページの具体的に1つを言えば、「現場職員、関係者のモチベーションが非常に下がります。どれだけ皆さんの動揺、不満を持たれたでしょう。それら、利用者と家族関係の尊厳を傷つけました。瑞穂市の信頼を傷つけた」、このように言い、そして調査もせずにこのようなことをしている趣旨のことを言われている。そして、虐待という言葉が使われており、これに関して非常に問題があるしきのことを言われております。

しかし私は、この件に関して言えば、個人情報のもとに、誰がどこでどういう形で私に提供されたということは言うわけにはいきません。ただ、私がここで一般質問でしているように、豊住園の虐待について、岐阜県障害者権利擁護センターに通報があったのは事実かと。その事実に基づいて、そして私は行政に対してその指導をどのようにしているかということで順次質問をさせてもらっているのであります。豊住園の協議会運営の、豊住園の虐待行為に対して、行政はどのようにしてするかというこの文面に対しては、私はそういうふうに理解しているということで、これに関して行政がどういうふうに言ったかということと、私が言ったことに関しては何ら相反関係にあるとは思っておりません。

だから、そのようなことで私の議会活動に関して、非常に迷惑をしていると。担当者と豊住園も社協も、そして利用者も、そのようなことを言われておるものですから、私としては議員活動の致命的な問題点を、これをそのとおりに受け入れるわけにはいきません。

ですから、これに関しては、皆さんが、私が侮辱を受けているという形でこれに関してしたのは、全体のことでなくしてであれば3名の方に賛同を求めてするのですけれども、私自身の名誉と、そして取り消しはしたものの、この方の名誉もあるので、皆さんが取り消しをされたのですけれど、これに近い方かどうかわかりませんが、名誉毀損で訴える準備もする、名前も明らかにしていいとまで言われております。誰とかは言いません。この方でないかもわかりませんが。

そのような重要なことが、この議会でくまがい議員がされたということに関して、議員の皆さんがどう判断されるか。私はそのようなことで、これに関しては過去の問題、くまがいさんのことでなくして、この件に関して言えば、私自身は私自身のこととして侮辱を受けたという形でくまがい議員に対して処分を要求しているのですけれども、これは皆さんの議員としての身分、そして議員の皆さんが一般質問等でしたときに反論もできないような形のときにされて、

そして公にされれば、議員活動がしにくくなると同時に、名誉を傷つけられたと思われることは皆さんも同じことだろうと思います。よくよく考えていただきたい。

ですから、私自身の問題という形でなく、皆さん自身が私の立場で、これ一部だけしか出ていないんですけれど、これ自体にしても非常に私のこの質問書に基づいてずうっとしながら、それに対して行政がどうしたと、反論的な言葉を言われているわけ。それに対して、私自身が何の反論もできない。そういうようなことをし、私自身の議員活動において非常にマイナスになるようなことをくまがい議員は言われております。ですから、本来ならばこの下の文書も含めて総合的に委員会を設立していただいて、そして判断をしていただいて、要するに侮辱的行為があったかどうかということ判断していただきたい。

そうでないと、議員のこれからの活動に関して、このような形で行政側に質問するのではなくして議員を弾圧する、弾劾するような形での一般質問を許されるならば、これはもう瑞穂市の議会としての機能を果たしません。そのような意味からも、私は再三にわたり、くまがい議員がこの件に関して善処ある態度をとられると思ったのですが、そうでなくして御自身は自分の信念を通されるということなものですから、私自身もこれに関して処分を、各議員に関して正当な判断をしていただきたいと、そのようなことでしております。

ですから、最後に言いますけれども、斜線の部分に関して、くまがい議員はこれを削除すると言われていましてけれども、本来ならばここは非常に私の議員活動と、そしてこの質問に対しての重要な部分なものですから、その辺をよくよく酌んでいただきたい。

私自身がこの豊住園の虐待問題を上げたのは、直接に行政がどちらかといえば指導もできない、そして問い合わせたときに調査権もない議員に対して、正しい答えが返ってくるとは思われない。だから私は、行政からその辺のことに関して指導と、現実がどうなっているかということ明らかにするために、このような形で9月議会ではやってきております。だから、それに関して利用者の侮辱的なことも言っているわけじゃない。だから、そういうような行為を、写真の件、それから立たせた件、いろんなことのまだ詳しい内容も言われているけれども、そのようなことは私は一切触れておりません。それは利用者さんの権利擁護のためにしていません。よく考えていただきたい。だから、利用者さんのところへ行って、どうだどうだと言ったって、利用者さんの関係者のところへ行ったって、利用者さんがあそこでお世話になっている以上は、謝罪をしたということ言われている以上は、それ以上に関して言われるはずはない。

だからそのようなことで、私自身は、再度言いますけれども、行政が豊住園と社協に関して、この事実関係を把握し、そして適正な形での指導をしてほしい。そのためのことを言っているだけなんです。それを、私が質問をしたことにより、この文面でも虐待を使っていると、虐待でないからはっきりしろとか、そのようなことでずうっと議員の皆さんも行政の皆さんも、こ

の文書が出ているならよく読んでいただいて、御判断いただきたい。そうでないと、一般質問で議員の行動を、その場で批判的なことやいろいろなことを言われたって、反論することは何もできません。あのとき、大きな声を出したというのは、余りにも突然にくまがい議員はこれを持ち出して、これに基づいて行政に質問して、これのあたかも違っているじゃないか。全て私のあれとがおかしいようなことの言い方がされている典型的なことなのです。

だから、そのようなことで私自身がくまがい議員に対して、この削除した分を含めて総合的にこれに関して言えば、くまがい議員に対して侮辱的行為だったと思うものですから、その処分をしていただきたいということでした、それが私の理由です。

以上、どうかその辺のことで設置をして、この全てを委員会で判断をして、そして適切なる回答というか判断をしていただきたい。そのためには、設立をぜひ議員の皆さんにはお願いしたい。以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） これで提出者の説明を終わります。

くまがいさちこ君から、本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。これを許すことに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、くまがいさちこ君の一身上の弁明を許すことに決定しました。

くまがいさちこ君の入場を許します。

〔16番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君の一身上の弁明を許します。

くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

弁明の機会をいただきました。3点、申し上げます。

一つ目は一番大きいことですが、私の一般質問は、ファクトチェック、事実確認が大事だという大テーマのもとに、豊住園で虐待があったかなかったか、事実確認が非常に重要だということを、ほかの2点、全部で3点ですね、その一つとして取り上げたものです。

第1に申し上げたいことは、ひとえに市の名誉のためにこれを取り上げました。つまり、私の調査によれば非常に不確かな情報であったということがわかったからです。これは県も虐待とは認めておりません。確認しています。虐待の疑いがあるということです。県もそう言っています。

ですから、疑いなのに豊住園の虐待、虐待があった豊住園が一般に流布したことは、やっぱりそのファクトチェックが甘いというか、非常に問題があるということでファクトチェックの二つ目に取り上げました。不確かなことを流布するということは、市の名誉にかかわると思っ

たからです。

二つ目に、調査をする中で豊住園の利用者、利用者は発言できません。でも、心はあります。非常にあれから行きたくないということを言い出した利用者もいると、そういうことも聞いています。これは現場が動揺しているからですね。そういう意味で豊住園の利用者、そして御家族、そして職員、社協、関係者の尊厳と名誉を守るために取り上げました。不確かなことを流布して傷ついた人は多数に上ります。これは瑞穂市というようなものではなくて、一人一人の人間が傷ついたんです。

三つ目に、この方たちの何人からか、上の人がという言葉でしたが、上の人がかきちんと声明文みたいなものを出してもらえばそれでいいんだけど、誰も出してくれないと。で、くまがいさん、頼むと言われました。それで、それだけを取り上げるというのは、私もちょっとちゅうちょしますが、事実関係をちゃんと確認した上で発信する議員活動をすることの重要性は、この前も申し上げたけど、自戒を込めて大事だと思いましたので、そのようにあの場では、上の人というのは市長に対して、声明のようなものを出されたらいかがでしょうか、出すべきではないかと申し上げました。今の三つ目ですが、関係者からの強い依頼があったからです。

つまり、結論を申し上げますと、私はこの間の事実確認、ファクトチェックの一般質問で三つのうちのこの一つを取り上げましたが、始めから終わりまで、私の名誉とか利害関係とか、一つも入っていません。全て市に関係した人たちと、人間ですね。そして、瑞穂市の名誉のために、私たち議員はファクトチェックをちゃんとして活動しなきゃいけない。疑いというときには疑いとやっぱり言わなきゃいけない。それで傷ついている人がいれば、やっぱり上の人とその働いている関係者、瑞穂市民ですね、職場の人も含めて。これを守る行動に出てもらいたい、もらうべきだと、そういう思いであのような形でいたしました。

これが私の弁明です。聞いていただいて、機会をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君の退場を求めます。

[16番 くまがいさちこ君 退場]

○議長（藤橋礼治君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

瑞穂市議会委員会条例第7条第1項に、議員の懲罰の動議があったときは、懲罰特別委員会が設置されたものとするがあります。また、同条第2項には、懲罰特別委員会の定数は5人とすると規定されております。さらに、瑞穂市議会規則第162条の懲罰動議の審査は委員会への

付託を省略して議決することはできないと規定されております。

そこで、お諮りをいたします。これらの規定によって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、本件はこれに付託することとしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本件については5人の委員で構成する懲罰特別委員会に付託することに決定をいたしました。

懲罰特別委員会委員を選任する必要がありますので、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後5時48分

再開 午後6時00分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、松野藤四郎君、若園五朗君、清水治君、若井千尋君、若園正博君、以上5人を指名したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより懲罰特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。委員の方は、正・副議長室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお祈りをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後6時02分

再開 午後6時11分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

懲罰特別委員会の委員長には松野藤四郎君が、副委員長には若園五朗君が決定しましたので、御報告をいたします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後6時12分

再開 午後6時35分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第2、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

懲罰特別委員会委員長から、会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり、議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件について、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

それでは、くまがいさちこ君の入場を許可いたします。

〔16番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後6時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月22日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 広瀬 時男

議員 若園 五朗

議員 くまがいさちこ